

公益社団法人 国土緑化推進機構
「緑と水の森林ファンド」事業

「市町村合併における森林行政の変 貌と対応」に関する追跡調査報告書

平成27年6月

森とむら活性化研究会

「市町村合併における森林行政の変貌と対応」に関する追跡調査

はじめに

森とむら活性化研究会会長 古橋 源六郎

本報告書は、(財)森とむらの会の「市町村合併における森林行政の変貌と対応」に関する第2次調査についての森とむら活性化研究会による追跡調査報告書である。

(財)森とむらの会は、平成の市町村大合併が森林行政にどのような影響を与えているか、都市と農山村が共生する社会の健全な実現にどのように貢献しているかといった視点から、公益社団法人国土緑化推進機構の「緑と水の森林基金」の支援を受けて3回にわたり調査・研究を実施した。

(財)森とむらの会は約30年にわたる活動の後、平成22年11月解散したが、森とむら活性化研究会は、同財団の精神を継承するため、有志をもって平成25年7月に設立された。当研究会は、財団調査後の森林行政のさらなる変化に対応し、追跡調査を行うことの必要性を痛感し、公益社団法人国土緑化推進機構の助成を受けて、既に第1次追跡調査を実施している。その成果は、当研究会により平成26年6月の報告書で明らかにされている。財団の第1次調査(平成19年度)は、①概ね人口20万人以上の市を中核とした周辺町村の合併(大都市型合併)として静岡県浜松市を、②山村である町・村同士の合併(山村型合併)として岐阜県郡上市における合併を、③自立の道を選択した町村(自立山村型)として山梨県小菅村を対象としていた。財団の第2次調査(平成20年度)においては、大都市型合併として、愛知県豊田市を、中小都市を中核とした合併として山形県鶴岡市と大分県日田市が調査対象地として選ばれている。今回の当研究会の追跡調査はこれに対応するものである。

今回の調査は、地方創生が強く叫ばれている中での現地調査であったこともあり、机上では考えられなかった夫々の地域における合併後の森林行政の現状と問題点、問題解決のための対応策の考え方や市町村の真摯な努力の実情が、財団の第2次調査に比し現時点に即し一層明らかになったと考えている。

さらに、当研究会はこれまでの調査結果の集積を背景に、公益社団法人国土緑化推進機構と共催で、「地方創生と森林・林業行政の方向性」と題して、平成27年6月13日にシンポジウムを開催した。シンポジウムは全国各地から約190名の多くの参加者を得て、大変盛会であった。

今回の調査が、調査対象以外の合併市町村の今後の森林・山村行政の推進に参考になれば幸甚である。

最後に、本調査に資金協力をいただいた公益社団法人国土緑化推進機構、ご多忙の中

現地調査にご協力いただいた関係県・市町村・森林組合などの関係者、ご執筆いただいた委員各位に心からお礼申し上げます。

平成 27 年6 月

森とむら活性化研究会役員名簿

(敬称略・順不同)

職名	氏名	役職
会長	古橋 源六郎	元総務事務次官、元林政審議会会長 (一財)古橋会理事長
顧問	榛村 純一	元掛川市長 静岡県森林組合連合会代表理事会長
顧問	馬場 久満男	元林野庁長官 (公財)食品流通構造改善促進機構会長
顧問	石橋 隆明	元森とむらの会事務局長 自然文化誌研究所顧問
事務局長	阿部 勉	元(財)森とむらの会専務理事 自然体験活動推進協議会 CONE リーダー

森とむら活性化研究会・委員会名簿

(敬称略・順不同)

職名	氏名	役職
委員長	加藤 鐵夫	元林野庁長官 (一社)日本森林技術協会理事長
委員	山本 博一	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学研究系自然環境学専攻生物圏情報学分野教授
委員	石崎 涼子	(国研)森林総合研究所林業経営・政策研究領域林業動向解析研究室主任研究員 博士(学術)
委員	三木 敦朗	信州大学学術研究院農学系助教 博士(農学)

—目次—

I 重要性増す市町村行政

I-1	地方創生の活発な動き	1
I-2	拡大する木材需要	2
I-3	3市における対応	3
I-4	林野庁予算の変化	4
I-5	地方創生と森林・林業	5
I-6	市町村の森林行政のあり方	7
I-7	見過ごされてきた問題	8

II 「森林文化都市」の展開（山形県鶴岡市）

II-1	「森林文化都市」の具体化	10
II-2	地域産材の利用	13
II-3	木質バイオマスの利用	13
II-4	その他の「森林文化都市」事業の展開	15
II-5	森林組合との関係	16
II-6	まとめ	17

III 愛知県豊田市にみる都市型合併の森林行政

III-1	はじめに	19
III-2	豊田市の概況	20
	(1) 旧市町村別の地域概況	20
	(2) 旧市町村別の地域概況と人口推移	21
III-3	豊田市の森林行政	22
	(1) 豊田市の行財政と林業費	22
	(2) 森林行政の組織	26
	(3) 森林施策	27
	(4) 森林組合および県との関係	29
III-4	稲武地区からみた市町村合併と森林	30
	(1) 地域の声を市政に届ける仕組み	31
	(2) 稲武財産区問題の経過	32
	(3) 地方自治法に基づく財産区制度	33
	(4) 財産区と自治区、市町村	34

Ⅲ-5	おわりに	35
	[資料 1] 豊田市財産区まちづくり支援条例（平成 23 年 3 月 31 日条例第 1 号）	38
	[資料 2] 豊田市財産区議会及び総会設置条例（平成 17 年 3 月 29 日条例第 82 号）	40
	[資料 3] 地方自治法における財産区に関する規定—抜粋—（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、最終改正：平成 26 年 11 月 2 日）	42
	[資料 4] 豊田市地域自治区条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 93 号）	45
	[資料 5] 地方自治法における地域自治区に関する規定—抜粋—（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、最終改正：平成 26 年 11 月 27 日）	53
Ⅳ	日田市	
Ⅳ-1	はじめに	55
Ⅳ-2	大分県における市町村合併の状況と森林・林業の状況	56
Ⅳ-3	日田市の状況	57
Ⅳ-4	日田市の森林・林業の状況	59
Ⅳ-5	森林・林業予算の推移	60
Ⅳ-6	森林組合の活動	61
Ⅳ-7	第三セクター・トライウッド	62
Ⅳ-8	木質バイオマス発電事業	62
Ⅳ-9	まとめ	63
	参考：新しい日田市の森林・林業・木材産業振興ビジョン（平成 27 年 3 月）抜粋	65

I 重要性増す市町村行政

加藤鐵夫（一社）日本森林技術協会理事長

I-1 地方創生の活発な動き

日本創成会議が消滅する可能性のある市町村を発表した衝撃は大きく、人口減少を克服し成長する活力を維持していくためには、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れを作る必要があるとして、地方創生が政府において大きく取り上げられている。平成26年（2014年）9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が作られるとともに、11月には「まち・ひと・しごと創生法」等が成立し、12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、さらに、現在、都道府県、市町村において地方版総合戦略の作成が進められている。

農山村においては、これまでも過疎対策等、産業の振興、生活環境の改善等を目指す対策がさまざまに行われてきており、「地方創生」と声高にいわれても今更との思いを持つ人も多い。

しかしながら、今回の地方創生については、幾つかの点でこれまでの対策と異なっている。

第一は、地域の特性に即した地域課題の解決ということが前面に打ち出されていることである。地方の自主的な取り組みを基本とし、国はこれを支援するとしている。

第二は、このこともあって、小さな拠点の整備とネットワークの形成という概念が基本とされていることである。まさしく、法律名の通り、「まち」が意識されている。

第三は、各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開することである。そして、それぞれの政策については、政策目標を明確にし、効果検証を厳格に行うとしている。

このような政府のスピードに溢れた取り組みにおいて、全国知事会をはじめ各種の団体等から提言等が提出されている。農林水産省においても、平成27年（2015年）3月に活力ある農山漁村づくり検討会が「魅力ある農山漁村づくりに向けて」と題する報告書を公表している。

そこでは、①しごとをつくる～むら業・山業・海業の創生～、②多様な人材の活躍する場づくり、③集落間の結びつきを強める、④都市住民とのつながりを強める、ことを提言し、魅力ある農山漁村づくりは、常に現場の実践から始まる、大切なのは、都市住民との結びつきを強め都市住民の知恵や行動力も活用しつつ、地域の方々の知恵と工夫によりアクションを起こすことであると強調している。

以上のことを少し詳しく見てきたのは、このような地域の自主性を重視する方向性が、今後の森林・林業のあり方、森林行政のあり方にどのような関わり方を持つか、あるいは、どのように対応するのかという問題意識を持つからである。検討会の報告書におい

でも、岡山県真庭市の木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消であるとか、岩手県紫波町における自伐林家をはじめとする地域住民が連携した未利用間伐材の利用とか、岩手県住田町における町ぐるみの木材利用とか、さらに岡山県西粟倉村における都市住民と地域の結びつきを深めた取り組みとかが地域の実態に即した新たな取り組みとして紹介されている。

I-2 拡大する木材需要

本調査の昨年度の報告書においても、木材需要がいよいよ動き出した旨を記述したが、今回の調査対象の大分県日田市、愛知県豊田市、山形県鶴岡市の3市においても木質バイオマス発電所の稼働等新たな大規模需要が動き出している。日田市においては、建築廃材等を利用する日田ウッドパワーに加えて、未利用材による5700KWのグリーン大分天瀬発電所が新たに稼働し、年間7万tの燃料材の供給が求められている。また、鶴岡市では、市街地から車で15分ほどの工業団地に2500KWの鶴岡バイオマス発電所が今秋稼働する予定になっており、豊田市においても大規模製材工場が計画されている。

このような大規模需要の出現は、需要側が供給に関与する動きを強めることになるという一般的なことだけではない。実際に動き出せば、供給側も待ったなしの対応を余儀なくされる。供給側は、どのように対応するかを明らかにし、それに見合った供給体制を整えなければならない。そこでは、それぞれの実態に応じて、現実的にどこまで対応できるかを経済的なことも含めて議論されることになるだろう。

その時、行政は何をしなければならないのか。短期的には、施業の集約化等を含め供給体制の整備を支援するとか、地域の需給調整に関与するとかにより、木材需要と供給を適切に結び付け林業を活発化することが期待されることとなる。森林・林業再生プランで描かれたのは、そのような森林行政のあり方であり、それを進め得る人材としてフォレスター等の養成が取り上げられた。

さて、木材需給が安定的に動き出せば、行政として次に対応すべきは、そのことが森林資源の適切な利用になるようにしていくことである。皆伐された森林の更新は適切に確保されているか、伐採方法等は森林の多面的な機能の發揮上問題となっていないか等々の実行状況を的確に把握しつつ、持続可能な森林経営の達成を現実化していくことが求められる。この場合、例えば、更新の確保として人工造林が必要なのか、天然更新が可能でそれを可とするのかということは、一律的な基準の適用ではなく現地の実態による判断を要することもある。また、現在の人工林の生育状況は、適切に手入れされたところと放置されてきたところでは大きな差異があり、地位や林令によって一律的に管理できるものではない。現状を把握し、それに対応した伐採方法の選択が求められる。いわば、ここで重要なことは、森林経営の実態を的確に把握するとともに、そこで起きていることに適切に対応していくことであり、現地対応能力が必要とされる。

I-3 3市における対応

前述した通り、調査した3市において大規模な木材需要がそれぞれ起こってきているが、地域の状況は、それぞれに異なっている。

日田市においては、これまでも原木市場を中心に、安定的な生産活動と木材の集荷・加工がなされており、今回の発電所に対する燃料材の供給についても既存の体制が機能して対応されようとしている。既存の体制にとっては、需要の下支え役を担ってもらえるような状況となっており歓迎されている。行政はどちらかといえばその動きを見守っているといえる。

豊田市の動きは、市の行政としての指導力によるということが出来る。市が進めてきた団地化、集約化により生産基盤が作られてきた中で、これまでは切り捨て間伐が主体となってきたものが利用間伐になろうとすることを踏まえ、その需要体制を整えるために製材工場を誘致しようとするものであり、極めて戦略的である。

鶴岡市は、これまで域内需要に限られ、公共建築物等への木材利用等需要開発が推進されてきたが、生産活動自体は比較的低調に留まっていた。そのような地域に今回、大規模な需要が発生するもので、集約化等の生産基盤の整備が急がれている。そのため、現在、出羽庄内森林組合を中心として積極的な対応がされようとしている。しかし、森林組合の体制はぜい弱であり成果を得るには、戦略的なテコ入れが必要である。

地域創生との関係についても、3市の様相は異なっている。

日田市においては、市長のリーダーシップの下、地域の最大の資源である森林をどのように地域で有効に活用していくのかをテーマとして「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン」の策定が進められ、この3月に公表されている。ビジョンの内容については、森林・林業・木材産業の全般が取り上げられる一方、目標等が具体的でない面もあり総花的な印象をぬぐえないが、「木の香るまちづくり」を掲げ、このことについては、方向性と合わせ具体的なイメージを提起できており、これからのまちづくりにおいて市民等と一体となって具体化に取り組まれるとの期待を持つことができる。ビジョンが作られたことは、関係者はもとより一般市民にも方向性を示すとともに、今後の行政の旗印として森林行政部門のみならず他部門の協力にもつながるものと思われる。

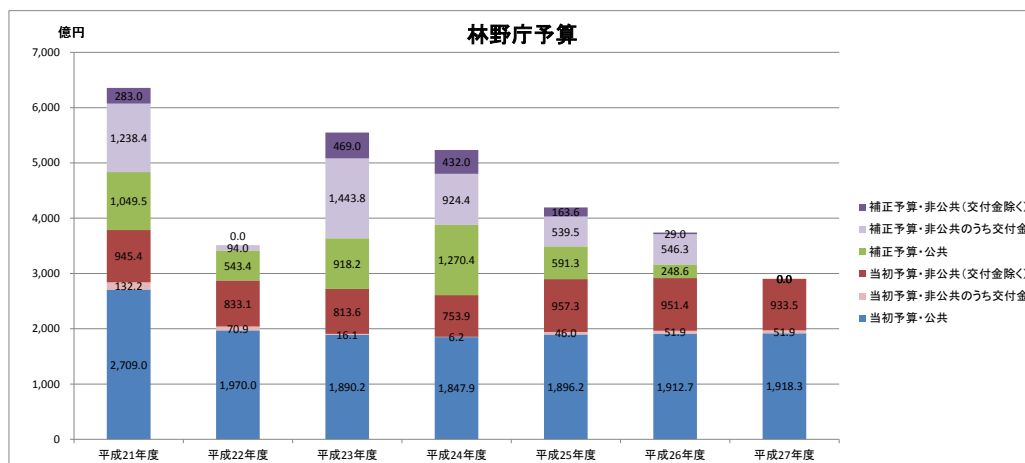
鶴岡市における「森林文化都市」の議論も同様である。「森林文化都市」の概念自体が少し理念的になっているのではないかとの危惧を有していたが、今回の調査で、森林文化都市が市の目標として打ち出されたことにより、森林行政部門だけでなく、森林部門について他部門（企画部門等）が担当することがスムーズに行われており、市をあげての取り組みとなっていることが感じられた。また、森林文化都市ということに啓発されてNPO法人等の独自の活動も行われており、「森林文化都市」という旗印を掲げられたことが活動の広がりにつながっている。その意味では、理念的であった森林文化都市というものが、活動の継続と新たな活動の拡大を図られていく中で、市民に実感されるようになっていくと予感させる。そのことでいえば、今回の鶴岡バイオマス発電所についても、民間企業の活動ではあるが、市としてそのことの意味についてもう少し踏み込

んで意義付けてみるものがあってもよいのではないと思われる。

豊田市については、既に述べたように森林・林業振興が戦略的になされてきている。しかし、そのような中においても、市の中心部から離れば離れるほど中心部との差が広がってきている。もっとも遠い地域となっている旧稲武町では、合併前に比べて人口減少率は高まっており、旧稲武町時代を懐かしむ声も聞かれる。豊田市においては、地域協議会を機能させ、経費的にも地域協議会に手厚い支援を行っているが、そのことをもってしてもなおそのような状況になるといわざるを得ない。このことは日田市においても同様である。もっとも上流部にあたる旧上津江村では、合併により地域の活力が低下してきているとの危機認識が持たれている。

I-4 林野庁予算の変化

これまでの森林行政は、国～都道府県という上からの形で行われてきた。森林計画の体系もそうであるし、それを誘導する助成予算についても林野庁から配付される補助金を中心として運営されてきた。しかしながら、最近の林野庁の予算をみると、これまでにない仕組みが作られてきている。基金や交付金により、事業の総合メニュー化が図られるとともに、都道府県等に定額配付され、都道府県等の裁量を生かせるような形のものが見られるようになってきている。具体的にいえば、輸入木材に対抗しうる強い木材産業の構築等を支援するため各都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金であり、平成21年度(2009年度)の補正予算より始められている。当初予算においても、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援する森林林業再生基盤づくり交付金や地域住民等による森林の保全管理活動等の取り組みを支援する森林山村多面的機能発揮対策交付金がある。



このような地方自治体等の裁量を生かせる予算が見られていることは、大きくはこの10年にもみたくないような変化であるが、既に述べてきたような状況の推移の中で国の予算のあり方も変化してきているといえるだろう。そのことは逆に都道府県や市町村の果たすべき役割がより重くなってきていることの証しである。

I-5 地方創生と森林・林業

地方創生では小さな拠点の整備が掲げられており、それをどのように考えていくかが問われている。国土交通省が打ち出した小さな拠点とは、小学校区など複数の集落が集まる地域において、複数の生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保することによって効率的に用事を済ませられる生活拠点を確保するということである。全国知事会の調査研究報告書「人口減少対策における農山漁村地域のあり方について」では、拠点は集約化されかつネットワークによって結ばれる「ハブ&スポーク構造」を有していることが必要として、「郷の駅」が提唱されている。そして、この「郷の駅」の地域範囲としては、昭和の大合併以前の旧町村の区域が重なるとしている。

平成の大合併により地域は大幅に広域化した。その下に、今回の合併前の旧町村があり、さらにその下に、昭和の大合併前の旧町村がそれぞれ機能するという複層的な地域構造が必要とされているのである。このような構造がどのように作り直されていくかが問われているということができ、合併前の旧町村、さらにその前の旧町村がどのように維持されていくかを考えなければならない。その意味では、少なくとも合併前の旧町村における産業等の自立的なあり方が改めて検討される必要がある。その基本的考え方は、域内循環や域内他分野との連携が促進され、地域に立脚した事業体が維持されるようにしていくということである。

最近の森林行政においては、我が国の森林資源の成熟状況を踏まえ輸入材に対抗しうる林業・木材産業を構築することが目標となり、輸入材と拮抗しうる生産性の向上、そのための集約化や大型化が進められてきた。例えば、加工部門においても大規模製材工場等が実現してきており、森林組合についても木材加工流通の大型化等に伴い広域合併が推進されてきた。

このような大規模化、効率化により国産材需要が拡大し、林業の活性化につながることは、地域にとっても重要である。しかし、一方では、地域の中小零細な工場等が廃業せざるをえなくなることもつながる可能性がある。このことは、複層的な地域構造を作り上げようとする地方創生とは必ずしも一致しない。

だからといってこれまで通りのやり方では生き残れない。地域創生のためには、より小さいレベルにおいてこれらとはコンセプトの異なる地域密着型の、規模に依存しない事業体が成立することが必要である。いわば、大規模効率化の道と併せもう一つの道が求められている。

このように地域密着型の規模に依存しない事業体においては、それ故にできる仕事が地域においてどのようにあるか、あるいは、地域の資源により他と対抗できる差別化商品を生み出すことができるか等が問われており、新しいアイデアや取り組みが必要となる。

このことには、これまでにはない視点で地域を見つめることが必要で、そのために都市住民等の交流、連携等が強くいわれており、総務省においては、都会の若者が地域に入る「地域おこし協力隊」（農林水産省では、「田舎働き隊」）が進められ、今後、大幅に

拡充されようとしている。ただし、都会の若者が地域に溶け込み地域の中で活動が活かされていくためには、地域の人々がそのことを受け入れ、どのように対応するかが重要と思われる。

このような考え方において森林関係を見ると、実は、農業等に比べて先進的な事例は多くない。森林資源自体は、木材利用のみならず多様な活用を想定することができる。また、木材利用でも住宅用のみならず、従来は生活のあらゆる用途に利用されてきたことを勘案すれば、創意工夫によっては様々な利用があり得、最近では地域循環型のエネルギー利用も各地で取りざたされている。しかしながら、一般的には、経済性や年間を通じた継続性等から見ると企業化が容易でないと判断される。今回の地方創生では、公的な事業を行うことではなく如何に地域に産業を生み出すか、ビジネスとして育てうかが問われている。それ故に各地で取り上げられるのも農業の方に目が行きがちである。

今回の調査対象だった日田市においては、旧上津江村を中心に第3セクターの「トライウッド」が活動してきている。一般的な素材生産に加え、地域の森林管理、土木工事等多様な業務に従事しつつ、大径木を長期にわたって天然乾燥（輪掛け乾燥）し、梁桁材として販売している事例がある。また、前述したように農山漁村づくり研究会の報告書でも幾つかの事例が報告されている。

その点からすれば、市町村の森林行政として何をすべきかを考えると、まずは、改めて各地の取り組みについて事例を収集・分析し、それを知恵として参考にしつつ（あくまで参考であるが）、地方創生の対象となる地域の実態に即して市町村としてどうすべきかを考えることが必要である。成功事例には、それぞれの地域の特殊性が内包されており、鵜呑みにして適用すべきではなく、自ら考えなければならない。

また、このことには地域の人たちの主体的な意思が重要であり、市町村なりの考え方を有しつつも、当該地域で何をすべきかについて地域の人たちと一緒に議論することから始めなければならない。地域の人たちのやる気を喚起するとともに、方向性を見出し、さらに実際に行動する人を見つけたりすることが必要となる。

その点からいえば、今回の総合戦略作りは、あまりにもスケジュール的で急がされている印象がある。如何に予算を獲得するかが優先され計画作りが目的化するとすれば、行政のみの計画となり、住民の自主的な活動につながらない、これまでと同じようなものになるだろう。地方創生で打ち出された考え方は、前述したようにこれまでと異なるものを目指しているはずであり、市町村や地域の自主性が尊重されなければならない。

今回の地方創生の盛り上がりには、政府の意図に関わらず、地方に住みたいとする都市住民がかつてないほど増大してきているといううねりがある。例えば、「緑の雇用」に応募する若者は多数にのぼる。それを地域でどう受け止めるかということが重視されなければならない。都市住民にとって都市の魅力を上回るものが地域にあるかどうかであり、都市住民が感じる地域の魅力とは何かに思いを馳せ、新しい地域を作り上げていかなければならない。そのような動きの中において、都市を目指した地域の若者の意識も変わると思われる。なお、緑の雇用についていえば、対応する者の方に林業労働とし

て雇用しているとの限定的な意識が強く、そのような地域としての受け止めにつながっていないようにも感じられる。

I-6 市町村の森林行政のあり方

今回の調査対象となっている豊田市は、合併により先進的な森林行政が展開されているとして高い評価を受けている。本稿においても、その戦略的な対応について述べてきた。ただし、その評価の裏には、それが可能なのは豊田市に豊かな財源がある故と考えがちである。

しかし、今回の調査における石崎報告では、極めて興味深い指摘がなされている。すなわち、予算的に見れば、民有林 1ha あたりの支出額という比較をすると必ずしも豊田市の予算が突出しているわけではない。全国市町村の平均の 1.5 倍ではあるが、愛知県内市町村の林業費とほぼ同規模であるとしている。ただし、自己財源の割合が高くそれ故に何をなすかを豊田市として独自に検討した結果が先進的な取り組みにつながったとされるというのである。豊田市の森林・林業の課題を把握し、それに対してどのような対策をとるべきかを考え、具体的な方策を作成してそれを着実に実行してきたというのが現実である。豊田市の予算は、他に比べて突出して多い故に成果が挙げられているとすることは皮相的な割り切り過ぎということになる。

それでは、豊田市においてそれが可能であったのはなぜか。

- ① 合併に伴い森林課が設置され、19 人の課員が配置され（合併時にこれまでの 1.8 倍に増員された）体制が整えられたこと
- ② 愛知県庁の林務担当からの出向を受け入れるとともに、森林課に長期在籍する職員の確保や林学系の職員の採用が行われ、専門的な能力の確保に努められてきたこと
- ③ 全てを行政によるのではなく、NPO 等との連携を図り、そこから専門的な知恵や能力、新たなアイデア等を引き出してきたこと

等をあげることができる。

このうち、市町村における専門的な能力の不足については、体制の整備と併せてこれまでも市町村の森林行政を考えるうえでの問題点として指摘されてきた。体制については、合併を契機に一部でそれなりに拡充されてきている面もあるが、専門的な能力の確保については長期間を要し、ある種のオールラウンドプレイヤーが求められる市町村では難しいというのが偽らざるところである。その意味では、改めてどのような能力が必要であるかを考えなければならない。

森林・林業の問題は、現地で考えることがより重要になってくるが、現地を理解するために必要な全ての専門能力を持つことは容易でない。しかし、重要なのは、現地において関係者の話が理解できること、提出された問題についてどのように解決すべきかを考え得ることである。

その場合に、必要なより深い専門能力は、他者を活用すればよい。昨年度の報告においても、都道府県との出向等により専門家の確保を図ることを提案したが、そのような対策は現実的にとりうる。豊田市、鶴岡市においては県からの出向が行われ、日田市においても、林野庁から出向を受け入れることが検討されていた。

また、豊田市においては、森づくり条例の制定や基本計画の作成等に当たって NPO や学識経験者等の率直な意見を聞くところから始め、その後の活動にも参画を求めているが、日田市においても今回のビジョンで、日田市に所在する森林・林業・木材産業の関係者が人的ネットワークを形成し、そこから新しい提案や事業化を進める再クラスター化が提言されている。また、この中には、大分県農林研究指導センター林業研究部や日田林工高校等が含まれており、より深い専門的能力については協力を求めることができる。

このようなことは、地方創生において、都市住民との連携やこれまでの住民のみでなく新たな知恵を外部に求めることの重要性が指摘されていることと同様である。

これまで述べてきたように、市町村の役割は、地域や現地に密着し行政を進める必要がある、今後ますます重要になる。その時、専門的能力の有無が議論されるが、実はそのことよりも、現在の課題に対して何をするかの問題であり、行政の担当者としては、課題に向き合う使命感を持つとともに、自らが考え、その対策を実行できるかどうかである。そのためには、体制の構築が必要となるが、あえていえば、体制については、何をするか重要でそれなくして体制が先に作られると期待することは現実的でないと思われる。

今回の地方創生は、政府の号令によって動かされているが、重要なことは、市町村が自らの考えでどうすべきかを求めそれを実行していくことであり、政府の意向に振り回されることではない。政府の政策をうまく活用するということが基本で、それが市町村にとって結果として市町村の考え方を損なうものになるなら、一歩下がって対応するという必要となる。そのことを改めて意識させられるのが今回の地方創生であることができる。その認識が、市町村行政の全般的な活性化につながる。

I-7 見過ごされてきた問題

豊田市の調査において、財産区として計上する収入の用途についての問題が起こっていた。財産区有林は、地域の人が共有で森林を造成・維持管理してきたものであるが、戦後の地方自治法の制定において市町村長が責任者となり、建前的には市町村がその運営に関わることとなった。しかし、これまでは、旧来の慣行がそのまま認められ特に大きな問題とはならなかった。ところが、合併により、その慣行が認められなくなり整理が必要となったのである。条例が改めて制定され、一応の整理がなされたが、このことは、財産区が地域の人たちの努力で造成・維持管理されてきたことと法律上の解釈、さらには豊田市の施策との関係が取り上げられたもので、合併により広域化しこれまでの

経緯が理解されない中で、改めて論議の対象になったものと考えられる。

財産区については、長い歴史があるとともに地域ごとに特徴ある役割を担っているが、関係者以外にはなかなか理解されていない。私自身もそうだ。私が林野庁に入った時は、財産区の法的問題はもう整理されており、財産区問題を理解する機会は長い林野庁生活の中でもほとんどなかったのが実際である。

財産区についてもう一つの問題は、これまで維持管理に携わってきた人が高齢化し、それが困難化してきていることである。同様なことが、生産森林組合についてもいえる。入会林野の近代化において、これまでの権利者の方がまとまり、生産森林組合として活動してきた。しかし、関係者の方が高齢化し、今後をどのようにしていくかが問題となっている。

これらの問題は、その時々大きな政策課題であったが、それが整理されると政策としての議論から遠くなり、実態の問題点に思いが至らなくなる。しかし、今後、地域の森林のあり方をこれまで以上に地域で考えていくことになれば、これらの問題にも向き合うことが必要になる。政策論議は往々にして主要なテーマに目がいくが、このような問題についても対応策を考えていくことが必要になってきている。今回の調査では、そのことを改めて実感した。

参考文献

- 1、「魅力ある農山漁村づくりに向けて～都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現」 活力ある農山漁村づくり検討会（平成 27 年 3 月）
- 2、「人口減少対策における農山漁村地域のあり方について」 平成 26 年度全国知事会自主調査研究委託事業 島根県中山間地域研究センター 藤山浩（平成 27 年 3 月）

Ⅱ 「森林文化都市」の展開（山形県鶴岡市）

三木敦朗（信州大学学術研究院農学系助教）

山形県鶴岡市は、平成 17 年（2005 年）10 月に旧鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・温海町・朝日村の 1 市 4 町 1 村を合併し発足した。人口は 13 万 2,535 人（平成 25 年度（2013 年度））であって、ピークの昭和 32 年（1957 年）以後長期的な減少傾向にある。合併後も約 1 万人（7%）減少した。産業構造は、第一次産業 10.0%、第二次産業 29.8%、第三次産業 59.6%となっている（平成 22 年度（2010 年度）国勢調査）。森林面積は 9 万 5,850ha で、国有林・民有林がおよそ半分ずつ（50,052ha : 45,798ha）である。林業従事者は 150 名程度とされる。

鶴岡市は、前回調査においても「森林文化都市」構想という独特な施策を有していた。当時は理念的な側面が強いものであったが、その後いくつかの点において具体化が進められている。市長は合併前からの富塚陽一市長（平成 3（1991）～21 年（2009 年））にかわり、現在は榎本政規市長（2 期目、元市議会議員）となった。現市長が森林所有者・森林組合員であり、副市長にも元農林水産部長が採用されていることもあって、「森林文化都市」構想も基本的には引き継がれているといえる。以下、それらを概観する。

Ⅱ-1 「森林文化都市」の具体化

鶴岡市の財政状況は厳しい状況が続いている。財政力指数は 0.42 で、類似団体内の順位は 88 団体中 87 位である。これは「市町村合併後の財政需要に対して、個人、法人の市民税や、固定資産税などの自主財源の割合が低位にあることなど」が理由とされる（平成 25 年度「財政状況資料集」）。歳出をみると、農林水産費は 30 億円、林業費はそのうち約 1 割前後を維持している。限られた予算内で森林・林業政策をとることが求められている。

鶴岡市の林政関係の業務のうち、地域庁舎（旧市町村）の担当となるのは、旧市町村有林の経営と、造林・火入れの許認可である。その他は本所が担当する。旧市町村の特色は地域審議会で実現するが、林業についてはそれほど地域の独自性はみられないという。市の合併以前に森林組合が合併していたからでもある。市の人事はすでに新市全域となっており、地域庁舎に他の旧市町村に住む職員が配置されることも普通に行われている。

本所（農林水産部農山漁村振興課林務班）の人員は 5 人である。これは前回調査から変化がない。地域庁舎には専任の職員はおらず、農林水産関係の職員が兼務する。体制・人員数に大きな変化はみられない。農林水産業が市の基幹産業であるためだ。しかし、今後の見直しの可能性はあるという。なお、県との人事交流は相互に 1 名ずつの出向が

ある。市森林整備計画の策定や補助事業のことなどについては県庄内総合支庁や県庁に問い合わせるので、大きな困難はないとのことである。フォレスター制度が始まって以降も変化はない。

表－1 決算の推移

単位：千万円

年度	歳入	歳出	財政力 指 数
18	5,595	5,522	0.43
19	5,800	5,783	0.45
20	6,262	6,112	0.46
21	6,549	6,355	0.45
22	6,722	6,365	0.43
23	6,828	6,301	0.42
24	6,895	6,396	0.41
25	7,051	6,603	0.42

出典：鶴岡市財政状況資料・市町村別決算状況調。

表－2 歳入の推移（決算）

単位：千万円、%

年度	歳入 合計	地方 譲与 税	地方 消費 税 交付 金	その 他 交付 金	地方 交付 税	分 担 ・ 負 担 金 使用 ・ 手 数 料	国 庫 支 出 金	県 支 出 金	財 産 収 入 ・ 寄 付 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	地 方 債
18	5,595	1,579	138	79	2,100	177	418	274	24	120	59	144	483
19	5,800	1,624	135	57	2,038	225	555	212	22	85	95	163	591
20	6,262	1,598	125	56	2,152	224	500	298	20	15	94	181	998
21	6,549	1,530	128	46	2,157	222	902	358	29	39	150	201	787
22	6,722	1,512	128	49	2,288	223	809	445	25	18	194	222	809
23	6,828	1,536	127	42	2,323	231	737	458	28	21	358	311	655
24	6,895	1,559	127	31	2,332	236	607	421	25	11	528	293	724
25	7,051	1,526	126	35	2,336	226	823	436	28	13	499	285	719
18	100.0	28.2	2.5	1.4	37.5	3.2	7.5	4.9	0.4	2.1	1.1	2.6	8.6
19	100.0	28.0	2.3	1.0	35.1	3.9	9.6	3.7	0.4	1.5	1.6	2.8	10.2
20	100.0	25.5	2.0	0.9	34.4	3.6	8.0	4.8	0.3	0.2	1.5	2.9	15.9
21	100.0	23.4	2.0	0.7	32.9	3.4	13.8	5.5	0.4	0.6	2.3	3.1	12.0
22	100.0	22.5	1.9	0.7	34.0	3.3	12.0	6.6	0.4	0.3	2.9	3.3	12.0
23	100.0	22.5	1.9	0.6	34.0	3.4	10.8	6.7	0.4	0.3	5.2	4.6	9.6
24	100.0	22.6	1.8	0.5	33.8	3.4	8.8	6.1	0.4	0.2	7.7	4.2	10.5
25	100.0	21.6	1.8	0.5	33.1	3.2	11.7	6.2	0.4	0.2	7.1	4.0	10.2

出典：表－1に同じ。

表-3 歳出の推移（決算、目的別）

単位：千万円、%

年度	歳出合計	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	農林水産費	林業費	
金額	18	5,522	41	692	1,360	455	12	149	645	223	790	28	825	301	30
	19	5,783	42	676	1,416	462	12	137	685	236	888	34	920	275	25
	20	6,112	42	1,021	1,459	477	12	159	571	250	882	10	948	281	21
	21	6,355	39	806	1,556	563	36	190	688	286	930	7	944	312	25
	22	6,365	38	848	1,782	414	47	205	652	368	731	19	914	348	38
	23	6,301	51	713	1,819	428	49	283	674	256	768	64	837	359	39
	24	6,396	45	754	1,857	417	34	395	671	229	741	48	889	316	28
25	6,603	43	906	1,865	400	32	464	630	255	792	48	852	316	28	
構成比	18	100.0	0.7	12.5	8.2	0.2	2.7	11.7	4.0	4.0	14.3	0.5	14.9	5.5	9.9
	19	100.0	0.7	11.7	8.0	0.2	2.4	11.8	4.1	4.1	15.4	0.6	16.9	4.7	9.1
	20	100.0	0.7	16.7	7.8	0.2	2.6	9.3	4.1	4.1	14.4	0.2	15.5	4.6	7.3
	21	100.0	0.6	12.7	8.9	0.6	3.0	10.8	4.5	4.5	14.6	0.1	14.8	4.9	7.9
	22	100.0	0.6	13.3	6.5	0.7	3.2	10.2	5.8	5.8	11.5	0.3	14.4	5.5	11.1
	23	100.0	0.8	11.3	6.8	0.8	4.5	10.7	4.1	4.1	12.2	1.0	13.3	5.7	10.9
	24	100.0	0.7	11.8	6.5	0.5	6.2	10.5	3.6	3.6	11.6	0.8	13.9	4.9	8.9
25	100.0	0.6	13.7	6.1	0.5	7.0	9.5	3.9	3.9	12.0	0.7	12.9	4.8	8.9	

注：林業費の構成比は、農林水産費の中に占める割合である。

出典：表-1に同じ。

表-4 鶴岡市の職員数（一般行政部門）の推移

単位：人

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
議会	16	8	8	8	8	8	8	8	8	
総務	271	275	266	251	237	234	227	218	214	
税務	99	93	94	95	95	93	89	89	88	
労働	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
農林水産	103	103	104	103	105	106	106	107	103	
商工	33	37	37	36	36	39	39	39	41	
土木	116	114	111	106	103	99	98	96	96	
民生	202	197	198	196	188	183	174	161	153	
衛生	142	139	127	117	118	111	106	103	102	
計	984	968	947	914	892	875	849	823	807	774

出典：鶴岡市資料

「森林文化都市」構想は、合併後の平成18年（2006年）に市の生涯学習支援シンクタンク鶴岡総合研究所が開催する「鶴岡致道大学」のテーマとしてとりあげられ、その「学長」であった林学者・北村昌美と富塚市長（当時）との人的ネットワークを背景として、翌年に市の政策としても組み込まれたのであった。それは「合併してどのようなメリットがあったのか」という問いへの一つの答えとしても市政上の意義があった。しかし前回調査時点では、森林に親しむイベントの他は内容も固定的ではなく、「森林文化都市」になりうる要素を地域の中で発見していく過程であった。林業については楽観的な見通しがたてられず、「森林文化都市」と林業とのつながりを見いだせているとはいえない状況であった。

現在の「森林文化都市」構想の力点は、現在は地域産材利用と木質バイオマス利用におかれている。現市長は「鶴岡ルネサンス宣言」と称し、5事業（創造文化都市・観光文化都市・学術文化都市・安心文化都市・森林文化都市）に取り組むとしている。その中での「森林文化都市」とは、①森林経営計画の策定、②公共施設への地域産材の活用、③木質バイオマスタウンの形成だとされているのである。前回調査（前市政）では理念やソフト事業が中心という印象であったが、現市政はハード事業との関連づけに成功したといえるだろう。もっとも、「森林文化都市」の提唱に深く関わった北村昌美のいう「森林文化」と、このハード事業がどの程度の関係があるかは別である。なお、「森林文化都市」のシンボリック事業（普及啓発・交流などのソフト事業）は企画部地域振興課が担当する。

II-2 地域産材の利用

鶴岡市の林政の基本問題は、「山はあるが出口がない」ということであった。そのため、公共建築物への地域産材の利用をはやくから位置づけている。具体的には、平成16年度（2004年度）に構造改革特区に「地域産木材活用推進構想」（随意契約の要件拡大）として応募し、分離発注を採用したことである。以後、保育園・小中学校や、交流センター・地域活性化センターなどの木造化を進め、のべ約4,500m³の鶴岡市産材（構造材・仕上げ材・下地材などの木材の85%程度）を活用している。木質ペレットボイラやストーブを導入している施設もある。公共建築物木材利用促進法と、市の木材利用指針が有効に機能しているのは、農林水産部だけでなく建設部（建築課）にも浸透するよう市長らが明確な方針をもっているためだという。

公共建築物以外では、地域産材を住宅に利用する取り組みがある。これは庄内南部定住自立圏（鶴岡市・三川町・庄内町）の「庄内南部定住自立圏共生ビジョン」（平成25年度（2013年度）～29年度（2017年度））の施策の一つ「地域産材及び住宅関連産業振興事業」として掲げられている。森林所有者・製材業者・設計業者・住宅関連業者からなるネットワーク組織（「つるおか住宅活性化ネットワーク」（建築系）と「庄内の森林から始まる家づくりネットワーク」（農林系）の二つ）を支援するもので、鶴岡市は期間中3,700万円の事業費を見込んでいる。これが定住自立圏の施策とされているのは、出羽庄内森林組合（後述）が鶴岡市・庄内町をまたぐためである。

II-3 木質バイオマスの利用

もう一つの柱は、木質バイオマスの利用である。とくに量的に大きいのが木質バイオマス発電所（鶴岡バイオマス）である。これは、経緯からすると市の外からもたらされたという側面が強い。

表－5 公共建築物への木材使用量（一般発注・分離発注）

単位：m³、%

年度	工事	木材使用量		うち鶴岡産材		鶴岡産率	
		一般	分離	一般	分離	一般	分離
17	保育園新築	219		200		81.2	
18	中学校改築	167		152		90.8	
18	交流センター新築		56		53		95.9
19	記念館新築	25		19		74.5	
19	小学校改築	163	614	83	605	81.0	98.6
20	福祉センター新築	62		60		97.8	
20	児童館新築	129		116		90.5	
20	小学校改築	281		162		57.8	
20	小学校増築	23		21		90.3	
21	保育園改築	126		115		90.9	
21	交流センター新築	3	67	2	64	61.8	98.9
22	活性化センター新築	232	273	232	261	99.9	95.6
22	中学校改築	206	714	131	699	63.6	98.0
23	交流館新築	47	87	24	87	50.6	100.0
24	保育園改築	118	181	88	181	74.6	100.0
25	児童館新築	75	76	64	86	85.3	100.0
26	小学校改築	131	76	112	86	85.7	100.0
27	中学校改築		896		831		92.7
	計	2,007	1,584	3,040	2,934	78.9	96.5

注：年度は発注年度。木材使用量は、構造材・仕上材・下地材等の合計である。

出典：鶴岡市資料

鶴岡バイオマスは、トーセンとその子会社（新潟北部木材加工協同組合、新潟県村上市）、および庄内地域の3森林組合が参加する木質バイオマス発電所である（チップ化工場は新潟北部木加協）。鶴岡市内の温海町森林組合がB材をラミナ加工し（国・市の補助により平成22年度（2010年度）に施設整備）、新潟北部木加協に出荷していたことが契機となっている。もとはラミナ加工施設に隣接して発電所をつくることが検討されていたが、送電線がないため、市内の庄内南工業団地に建設されることになった。すでに工業団地内に事務所とストックヤードをおき原木集荷を始めており、発電所も着工された。間伐材・製材端材を年間約5万t（6万m³）を消費し、2,500kWhを発電（うち2,000kWhを売電）する計画である。うち2.5万tが鶴岡市から供給される予定である。新潟県側からも越境して供給（主に製材端材）される。事業費18.4億円のうち、山形県などが9.2億円を無利子融資・補助金支援をする。鶴岡市も平成27年度（2015年度）当初予算案に1.1億円の建設助成費を計上した。森林整備が進み、また雇用を生むことが期待されるためである。平成27年（2015年）秋に稼働予定である。

なお、原木集荷については、鶴岡バイオマスの構成団体と山形県森連、山形県木材産業協同組合（木産協）からなる「鶴岡バイオマス協議会」が平成25年（2013年）に設立され、価格調整などを行っている。



図ー1 建設中の木質バイオマス発電所

Ⅱー4 その他の「森林文化都市」事業の展開

「森林文化都市」のその他の展開もあげておこう。

平成 21 年（2009 年）には、南シュヴァルツヴァルト自然公園と友好協定を締結している。その後も市民訪問団による交流などが行われている。国内においては「森林文化都市サミット」の開催（平成 23 年（2016 年））があった。これは、同じく森林文化都市を掲げる群馬県沼田市・埼玉県飯能市との連携事業である。飯能市で開催され、「森林文化都市サミット共同宣言」を行っている。

市内においては、自然学習交流館「ほとりあ」の設立（平成 24 年（2017 年））があげられる。市内のラムサール条約湿地「大山上池・下池」や、都沢湿地・高館山を中心に自然環境学習事業が行われている。その他、森での体験活動を希望する保育園を募つての「森の保育研究会」の設立（平成 22 年（2015 年））、担当は健康福祉部子育て支援課、「庄内海岸松原再生計画」の策定（平成 20 年（2008 年））、「鶴岡市里山再生アクションプラン」の策定（平成 23 年（2011 年））。期間は平成 24 年度（2012 年度）～28 年度（2016 年度）、イベント「つるおか森の時間」の開催、そのイベントのスタッフを要請する「森のソムリエ講習会」、「つるおか森の散歩道 20 選」の選定（平成 22 年度（2010 年度）～23 年度（2011 年度））とマップの作成・配布（平成 24 年度（2012 年度）～25 年度（2013 年度））がある。

近年で興味深いのは、「森林文化都市」とは独立した動きではあるが、鶴岡市が日本で初めて、食文化部門でユネスコの「創造都市ネットワーク」に加盟認定されたことである（平成 26 年（2014 年））。これは地域固有の食材（在来作物）・食文化（出羽三山の精進料理や黒川能の行事食）が守られてきたこと、研究機関との連携などが評価されたことであった。鶴岡の伝統作物には、焼畑農業によって生産されるものがある。そこで市森林整備計画では、伐採跡地の焼畑利用ができるよう、「皆伐跡地を伝統農法による焼畑等に利用する場合は、利用期間を含み、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 3 年以内に人工造林を実施するものとする」と条文を追加している（平成 26 年（2014 年））。

II-5 森林組合との関係

森林組合と市との関係について、市内にある出羽庄内森林組合の事例をみる。

出羽庄内森林組合は、旧温海町を除く鶴岡市と、庄内町とを管轄する森林組合である。この組合のほか、温海町森林組合と北庄内森林組合（酒田市）とが庄内地域にある。

出羽庄内森林組合は平成9年（1997年）に合併し3支所体制をとっていたが、平成26年（2014年）に支所を廃止して出張所体制となった。本所（鶴岡）以外の立川出張所・朝日出張所については週2日営業となったのである。これは合併から日がたち、異動もあって旧組合それぞれの地域性が薄くなってきたことによる。作業組織は各出張所ごとに編成されている。鶴岡・立川・朝日と製材所に大きくわかれ、それぞれの下に作業班がある。立川・朝日を中心に作業組織の人数は高齢化しているが、「緑の雇用」の活用で若年者を補充している部分もある（年配者・若年者に二極化しており、中間層が少ない）。林産専門の作業班はなく、各班が造林・林産・病虫害駆除（海岸林、市有林が多い）を担当する。スイングヤーダ1台、ウィンチつきグラップル2台を所有する。その他の機械は現状ではリースであり、今後拡充していく予定だ。

従来は造林事業が中心であったが、搬出間伐のウェイトが近年高まっている。平成25年度（2013年度）の実績をみれば、販売4,588m³・林産5,233 m³と、年間約1万m³を生産しつつある。この組合が素材生産を本格的に取り組み始めたのは、国有林で平成20年（2008年）頃から、民有林では平成24年（2012年）からであるので、大きく増加しているといえるだろう。間伐でhaあたり40～60m³（平均50m³）を生産するのが目標（1万m³なら200ha間伐）である。

表-6 鶴岡市の間伐計画

単位：ha

年度	旧鶴岡	旧藤島	旧羽黒	旧櫛引	旧朝日	旧温海	計
25	178	19	37	62	84	422	801
26	170	14	29	68	43	389	714
27	121		67	85	69	286	628
28	161	42	73	74	26	320	696
29	166	82	39	94	63	251	696
30	133	15	86	27	138	364	760
31	108	24	79	49	123	394	777
32	279	5	42	19	102	352	799
計	1,317	198	452	479	648	2,779	5,872

出典：鶴岡市「特定間伐等推進計画」（平成25年）

安定した生産のためには森林経営計画がたてられていることが不可欠であるが、組合員の所有森林2万haに対し、現在のところ計画は1,000ha（平成24年度（2012年度）～25年度（2013年度））に留まっている。森林経営計画の策定については温海町森林組合のほうが進んでおり、そのため市の路網整備事業も旧温海町に集中せざるをえない。出羽庄内森林組合にとっては、計画の策定面積を増やすことが急務なのである。組合の

計画担当は2人である。合併組合ゆえに、どこか一地域に計画策定を集中させることができないため（他の地区に不平等感がでる）、計画担当の増員がこれから求められてくるであろう。国土調査の進捗状況も低く（とくに旧鶴岡・旧温海）、森林簿とのデータもあるため、市との連携が期待されている。出羽庄内森林組合では集約化・計画策定のための座談会が集落単位ではなく、旧市町村単位での開催となっている（温海町森林組合では集落単位）。これは市側も平成25年（2013年）から出席するようになり、協力体制がある。これまでどちらかという県との結びつきの方が強かった組合であるが、森林経営計画をたてるために市とのつながりが増えたわけである。鶴岡市の「森林文化都市」は、座談会の説明のときなどに関心を高めるためにもよいということであった。

製材所は旧組合から引き継いだもので、賃挽加工・買取加工あわせて年間約1,600m³といった規模である。規模は大きくないが、鶴岡市が公共施設に地元材を使用することにあわせ、分離発注方式で（製材所の規模が小さく、すべての加工は引き受けられない）加工に参加している。その他、鶴岡市との関係は、市有林整備や、民有林整備事業への補助嵩上げなどがあげられる。

鶴岡バイオマスむけには、当面はC・D材（2m材が主流）を5,000m³供給することが目標である。ただし、組合の全体の生産力に限りがあるので、これをただちに達成することは難しい。最終的には、1.5～2万m³を供給する必要がある、これを実現するには直営班だけでなく、下請け業者の確保も必要になるという。

II-6 まとめ

周辺事情を簡単に見ると、平成26年度（2014年度）からは山形県の森林・林業・木材産業施策にも「やまがた森林ノミクス（モリノミクス）」が盛り込まれた。「オール山形で林業振興と地域活性化を推進することや、圏と市町村でネットワーク「やまがた里山サミット」を組織するものである。また、新庄市には年間12万m³を消費する集成材工場が建設されることになった（協和木材、平成28年度（2016年度）着工）。これに伴い、山形県は年間30万m³の素材生産規模を50万m³に引き上げることを目標としている。これまで県内の製材工場には大規模なものがなかったため、これから木材の流通が大きく変化することが予想される。原木の確保は、これまで以上に難しくなるだろう。

鶴岡市の「森林文化都市」と銘打った森林・林業政策は、その中心をソフト事業からハード事業へと移しながらも持続している。市が主導したのは地元産材の利用であり、これは着実に成果を生んでいる。また計画に乗ったかたちになったのは木質バイオマス発電であった。これには森林組合へのテコ入れが必要であるが、補助事業を除けば、市ができることは集落座談会への参加くらいであり、本質的には組合側の体制の強化が行われねばならないだろう。鶴岡市が取り組む森林・林業政策が、今後の県内での木材生産・流通構造の変化によってどのような影響を受けるか。周囲の状況は、地域の独自性

を薄める方向で作用しているように思われる。そのとき、市の独自性はどのように発揮されるだろうか。このことは注目に値する。

引用文献

鶴岡市『庄内南部定住自立圏共生ビジョン（2015年3月改定）』

鶴岡市企画部地域振興課・同農林水産部農山漁村振興課『鶴岡市森林文化都市構想推進』
2014年

山形県森林協会『森林やまがた』（151）、2014年

山形県木材産業協同組合『山形県木産協だより』vol.41(12)、2015年

『山形新聞』2015年5月4日付

『朝日新聞』2015年2月28日付

Ⅲ 愛知県豊田市にみる都市型合併の森林行政

石崎涼子（森林総合研究所主任研究員）

Ⅲ-1 はじめに

トヨタ自動車の企業城下町として有名な豊田市が矢作川流域の4町2村を編入合併してから、平成27年（2015年）4月でちょうど10年になる。この合併により、豊田市の市域は約3倍、森林面積は約6倍となり、森林率は36%から69%まで増えた。山間部の森林地域が産業構造や人口規模の異なる都市と合併した「都市型合併」ないしは「まち・むら型合併」の1例である。

上流側に位置する農山村と下流側の都市との合併に伴って森林行政の組織が強化されたという点では、昨年度に追跡調査を行った静岡県浜松市の事例と類似している。だが、浜松市の森林行政が合併後に市長の交替や行財政改革の進展などで「第2の変貌」を遂げたのに対して、豊田市の森林行政は、この10年間、合併後に構築した構想の実現に向けて着々と歩んでいるように見える。

本章では、市町村合併の優良事例として注目され続けている豊田市の森林行政について、その後の展開と現状をみていきたい。その際、前回調査で把握された市全体としての森林行政の実態の追跡とともに、市街地から奥まった位置にある山村の側における市町村合併の影響に注目した若干の考察も加えたい。



図-1 矢作川と合併後の豊田市

注：『豊田市100年の森づくり構想』4頁の図「矢作川と豊田市域」より作成

Ⅲ-2 豊田市の概況

(1) 旧市町村別の地域概況

現在の豊田市は、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に、自動車産業を核とした企業城下街である旧豊田市へ、矢作川に沿って川上側に位置する西加茂郡の藤岡町と小原村、東加茂郡の足助町、下山村、旭町、稲武町が編入され誕生した。長野県を水源として 3 県の 8 市 4 町 2 村を経て三河湾に流れ込む矢作川流域の中流域の市の 1 つである（図-1）。平成 27 年（2015 年）3 月 1 日現在の人口は 421,316 人で愛知県下第 2 位の規模、市域面積は 918k m²で愛知県の 18%を占める県下最大の広さに及ぶ（図-2）。

平成 17 年（2005 年）の合併に至る経緯の詳細は前回の調査報告書^{注1)}を参照いただきたいが、概略は以下の通りである。合併に向けた議論は、平成 14 年（2002 年）4 月の豊田加茂地域 8 市町村長による「豊田加茂広域行政研究会」の発足、同 11 月の首長、議会議長、住民代表からなる「豊田加茂 8 市町村合併研究会」の設立によって本格的に開始される。翌 15 年（2003 年）8 月に三好町の離脱によって研究会は解散となるが、残った加茂地域 6 町村が豊田市へ合併協議継続の要望書を提出し、平成 15 年（2003 年）11 月に「豊田加茂合併協議会」が設立され、新市誕生に至る。この合併を強く求めたのは、加茂地域 6 町村の側であった。当時の旧豊田市は財政力指数が全国一の高さを誇っており、過疎化、高齢化に悩む中山間地の町村にとっては財政面で合併のメリットが大きい。一方の旧豊田市には、合併に対する財政運営面でのメリットは薄かった。それにもかかわらず旧豊田市が合併を受け入れたのは、平成 12 年（2000 年）9 月の東海豪雨によって矢作川が決壊寸前まで陥った経験があったとされる。



図-2 豊田市の概況

注：豊田市 WEB サイトより

http://www.city.toyota.aichi.jp/division/am00/am04/1252354_17387.html

(2) 旧市町村別の地域概況と人口推移

合併後の豊田市では、平成 17 年（2005 年）以前にあった 7 つの旧市町村がそのまま 7 つの「地区」となっている（図-2 参照）。地区別の概況をみると（表-1）、新豊田市において、旧豊田市、すなわち豊田地区は、市域の 32%、市内の森林面積では 16% を占めるに過ぎないが、人口では実に 9 割がこの地区に集中している。豊田地区と隣接する藤岡地区では製造業に就業する者が多く、生産年齢人口も高い。一方、豊田市の市街地から離れた旭地区、稲武地区では 65 歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が 40% まで上昇している。

表-1 各地区の概況

	行政面積 (2012年) ha	人口			15歳以上就業者数			森林面積		地域森林計画対象森林			
		(2012年) 人	15~ 64歳	65歳 以上	(2010年) 人	農林業	製造業	(2002年) ha	森林率	(2006年) ha	財産区	私有林	人工林
豊田市	91,847	423,744	67%	19%	217,365	2%	40%	63,090	69%	61,327	2%	91%	57%
地区別													
豊田地区	29,011	380,180	67%	18%	194,888	2%	40%	10,318	36%	9,919		94%	28%
藤岡地区	6,558	19,915	71%	14%	10,440	2%	45%	4,779	73%	4,713		84%	35%
小原地区	7,454	4,076	57%	34%	1,986	9%	30%	6,169	83%	5,501		95%	44%
足助地区	19,327	8,713	56%	34%	4,360	7%	21%	16,728	87%	16,257	2%	85%	61%
下山地区	11,418	5,127	64%	26%	2,784	13%	28%	9,775	86%	9,692		96%	73%
旭地区	8,216	3,067	51%	42%	1,523	15%	17%	6,735	82%	6,691		95%	69%
稲武地区	9,863	2,666	52%	40%	1,384	15%	15%	8,586	87%	8,555	9%	89%	78%

注：豊田市『豊田市統計書 H24 版』および橋詰登「愛知県豊田市」『「市町村合併における森林行政の変貌と対応」に関する調査研究報告書』2008 年による。

表-2 地区別の人口変化

下段											2005年合併後		
	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2005年/00年	2010年/05年
2005年合併 豊田市全体	151,632	177,791	234,078	283,412	315,871	344,105	370,858	383,806	395,230	412,147	421,493	104%	102%
地区別													
豊田地区	104,529	136,728	197,193	248,774	281,608	308,111	332,336	341,079	351,101	368,025	378,828	105%	103%
		131%	144%	126%	113%	109%	108%	103%	103%	105%	103%		
藤岡地区	5,467	5,214	5,460	5,907	6,575	8,566	11,266	15,369	18,005	19,101	19,425	106%	102%
		95%	105%	108%	111%	130%	132%	136%	117%	106%	102%		
小原地区	6,507	5,511	4,974	4,537	4,436	4,567	4,484	4,544	4,302	4,303	4,085	100%	95%
		85%	90%	91%	98%	103%	98%	101%	95%	100%	95%		
足助地区	15,704	13,621	12,171	11,363	11,031	10,853	10,700	10,315	9,852	9,263	8,627	96%	93%
		87%	89%	93%	97%	98%	99%	96%	96%	94%	93%		
下山地区	6,402	5,317	4,264	4,129	4,057	4,135	4,556	5,336	5,349	5,237	4,983	98%	95%
		83%	80%	97%	98%	102%	110%	117%	100%	98%	95%		
旭地区	7,452	6,482	5,753	4,821	4,446	4,213	4,005	3,844	3,504	3,284	2,976	94%	91%
		87%	89%	84%	92%	95%	95%	96%	91%	94%	91%		
稲武地区	5,571	4,918	4,263	3,881	3,718	3,660	3,511	3,313	3,111	2,928	2,563	94%	88%
		88%	87%	91%	96%	98%	96%	94%	94%	94%	88%		

注：豊田市『豊田市統計書 H24 版』。

各地区の人口推移をみると（表－2）、豊田地区は、この半世紀を通じて人口が増加し続けており新豊田市域内の人口増加を牽引するとともに、1965年以降は藤岡地区、1980年代、1990年代は下山地区をベッドタウンとして発展させてきた様子がうかがえる。一方、足助地区、旭地区、稲武地区は半世紀を通じて人口減少の一途にある。これら3地区では2005年の合併を境に人口減に歯止めがかかったという事実はみられず、いずれの地区でも合併前の5年間と比較すると人口減少の規模は大きくなっている。とりわけ市街地から最も遠方となる稲武地区では、1960年代以来の規模の人口減少となっている。1960年と2010年の人口を比較すると、3.6倍に増えた豊田地区および藤岡地区と、46%まで減少した稲武地区および40%まで減少した旭地区との差が著しい。

別のデータで更に最近の人口増減をみても（表－3）、豊田地区、藤岡地区を除いた5地区においては、いずれの地区でも2014年（平成26年）現在まで人口減少が続いている。

表－3 人口減少傾向にある5地区の合併以後の人口推移

	小原地区	足助地区	下山地区	旭地区	稲武地区
2005年	4,345	9,661	5,557	3,531	3,154
2006年	4,444	9,499	5,525	3,493	3,109
2007年	4,391	9,366	5,487	3,422	3,009
2008年	4,368	9,259	5,452	3,373	2,922
2009年	4,303	9,117	5,389	3,336	2,835
2010年	4,243	9,022	5,294	3,232	2,790
2011年	4,177	8,897	5,227	3,192	2,723
2012年	4,110	8,749	5,164	3,114	2,680
2013年	4,014	8,667	5,084	3,011	2,637
2014年	3,962	8,558	4,961	2,927	2,559
2010年／ 2005年	98%	93%	95%	92%	88%
2014年／ 2009年	92%	94%	92%	88%	90%

注：豊田市資料による。

Ⅲ－3 豊田市の森林行政

(1) 豊田市の行財政と林業費

合併から10年間が経ったが、この間、豊田市で市政方針が大幅に変更されるといった事態は生じていない。市長は、平成24年（2012年）2月に、長年（3期12年間）豊田市長を務めた鈴木公平氏の任期満了に伴って太田稔彦氏へ交替したが、市長選への立候補者は鈴木氏の後継者として立候補した太田氏1人のみであり、無投票での当選となった。

自動車産業を中心に発展を続ける豊田市の財政力は、全国的にみても非常に高い。地方自治体の財政力を示す指標として、標準的な財政収入額を標準的な財政需要額で除した値である財政力指数がある。この値が1.0を上回れば自治体内の税収入等で財政需要

がまかなえる状態と考えられ、地方交付税交付金の支給対象外となる。豊田市の財政力指数は、平成24年度(2012年度)現在1.11であり、全国一とされた平成16年度(2004年度)の1.86と比較すると大幅に減少しているが、今なお全国1,765団体中31位と高位にある。財政力指数からみると普通交付税の不交付団体に相当するが、合併特例法に基づく激変緩和措置により、旧市町村単位での財政不足額が普通交付税の算定に加味され、歳入総額の3~5%にあたる普通交付税が交付されてきた(表-4)。

表-4 豊田市の歳入額の推移

(単位：千円)

	歳入総額	地方税		地方交付税			国県支出金	地方債		その他	
					うち普通交付税						
2004年度 合計	163,795,232	91,443,885	56%	5,498,390	3%	4,765,485	14,158,222	9%	9,231,900	43,462,835	27%
豊田市	136,576,126	84,994,241	62%	75,025	0%	-	12,072,400	9%	6,062,900	33,371,560	24%
藤岡町	6,662,518	3,043,220	46%	69,996	1%	-	442,132	7%	894,300	2,212,870	33%
小原村	2,741,724	688,429	25%	821,603	30%	717,379	240,465	9%	275,600	715,627	26%
足助町	7,509,839	980,834	13%	1,766,887	24%	1,608,236	579,848	8%	678,200	3,504,070	47%
下山村	4,234,487	521,722	12%	1,235,675	29%	1,124,501	501,124	12%	771,200	1,204,766	28%
旭町	2,584,247	642,921	25%	859,000	33%	761,909	141,533	5%	253,400	687,393	27%
稲武町	3,486,291	572,518	16%	670,204	19%	553,460	180,720	5%	296,300	1,766,549	51%
2005年度	165,849,063	100,701,396	61%	5,641,648	3%	4,928,169	15,670,555	9%	7,089,700	36,745,764	22%
2006年度	180,467,319	115,994,257	64%	5,196,488	3%	4,661,379	16,130,950	9%	5,003,400	38,142,224	21%
2007年度	185,920,961	129,358,726	70%	5,158,834	3%	4,802,094	17,463,624	9%	3,226,400	30,713,377	17%
2008年度	180,210,792	118,854,345	66%	5,999,655	3%	5,642,915	21,494,653	12%	2,574,000	31,288,139	17%
2009年度	188,371,029	84,222,612	45%	6,039,860	3%	5,682,120	18,175,976	10%	10,145,900	69,786,681	37%
2010年度	168,428,851	86,715,190	51%	3,419,206	2%	3,059,433	24,100,550	14%	12,216,000	41,977,905	25%
2011年度	170,140,699	85,859,524	50%	6,730,327	4%	6,309,631	25,795,584	15%	12,437,099	39,318,165	23%
2012年度	168,418,647	85,693,455	51%	8,396,324	5%	8,025,405	22,983,959	14%	11,437,000	39,907,909	24%
2013年度	173,817,254	86,868,622	50%	7,162,228	4%	6,729,974	27,992,483	16%	11,364,744	40,429,177	23%

注：『市町村決算状況調』(各年度版)による。

表-5 2005年合併以後の豊田市の歳出額の推移

歳出額(千円)	農林水産業費		土木費	民生費	教育費	公債費	その他	歳出総額
		林業費						
2005年度	3,441,082	904,273	34,310,424	28,764,674	25,751,579	12,911,209	52,353,410	157,532,378
2006年度	2,687,381	926,192	39,164,172	29,907,181	32,607,200	13,130,411	55,224,071	172,720,416
2007年度	5,047,636	2,914,746	41,136,906	31,852,201	23,323,529	17,628,644	58,764,872	177,753,788
2008年度	2,814,304	965,649	34,866,779	32,503,663	24,505,153	12,639,162	57,459,070	164,788,131
2009年度	2,309,397	824,899	28,576,289	34,858,848	24,676,352	12,210,559	76,205,931	178,837,376
2010年度	2,154,275	740,158	27,373,563	44,142,466	27,366,311	11,561,602	49,076,487	161,674,704
2011年度	2,450,327	725,111	26,472,531	45,030,453	21,111,489	11,136,767	57,333,260	163,534,827
2012年度	2,763,495	715,796	26,416,899	45,354,406	20,897,913	11,839,881	52,155,622	159,428,216
2013年度	2,278,140	697,562	28,069,516	45,287,564	28,349,568	12,947,970	47,008,792	163,941,550
歳出総額に占める割合								
2005年度	2.2%	0.6%	22%	18%	16%	8%	33%	100%
2006年度	1.6%	0.5%	23%	17%	19%	8%	32%	100%
2007年度	2.8%	1.6%	23%	18%	13%	10%	33%	100%
2008年度	1.7%	0.6%	21%	20%	15%	8%	35%	100%
2009年度	1.3%	0.5%	16%	19%	14%	7%	43%	100%
2010年度	1.3%	0.5%	17%	27%	17%	7%	30%	100%
2011年度	1.5%	0.4%	16%	28%	13%	7%	35%	100%
2012年度	1.7%	0.4%	17%	28%	13%	7%	33%	100%
2013年度	1.4%	0.4%	17%	28%	17%	8%	29%	100%
2013年度歳出額/2005年度歳出額	66%	77%	82%	157%	110%	100%	90%	104%

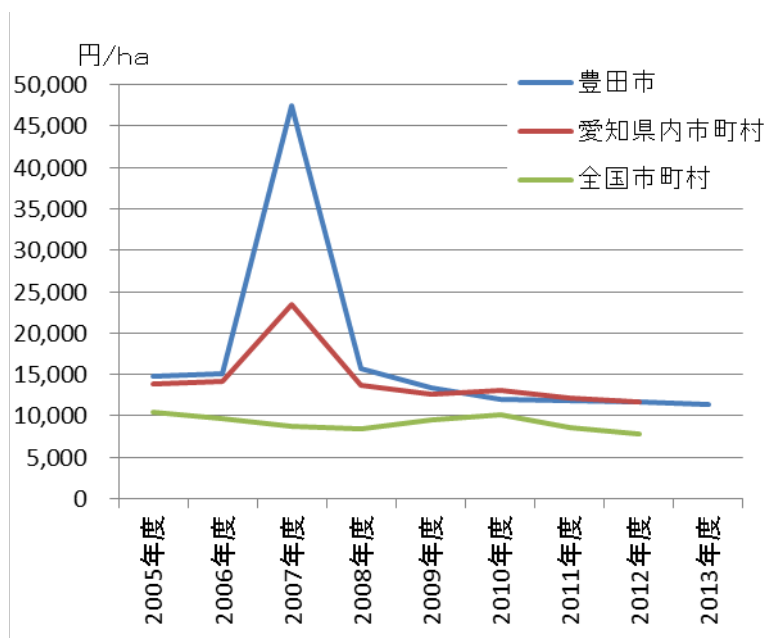
注：『市町村決算状況調』(各年度版)による。

豊田市の歳出総額は、合併以後、概ね 1,600 億円前後で推移している（表－5）。この間、生活保護費や児童福祉費、老人福祉費などの民生費が大幅に増加する一方で、農林水産業費や土木費が減少してきた。農林水産業費の一部である林業費は、平成 25 年度（2013 年度）の支出額が平成 17 年度（2005 年度）の支出額の 77%と減少しているが、農林水産業費全体の縮小と比較すると緩やかな減少となっている。

表－6 2012 年度（平成 24 年度）における私有林面積 1ha あたりの林業費

	豊田市	愛知県内市町村	全国市町村
私有林面積 (森林計画対象面積、単位:ha)	61,295	207,105	17,316,261
林業費 (財政統計、H24年度、単位:千円)	715,796	2,435,631	135,415,255
(一般会計予算説明書、H24年度、単位:千円)	694,920		
私有林面積あたりの林業費 (財政統計、H24年度、円/ha)	11,678	11,760	7,820
(一般会計予算説明書、H24年度、単位:千円)	11,337		
財源内訳 (単位:円/ha) ※予算説明書データ			※財政統計データ
国県支出金	2,940 26%		2,606 33%
地方債	259 2%		840 11%
その他特定財源	4,409 39%		595 8%
一般財源	3,729 33%		3,780 48%

注：私有林面積は 2010 年世界農林業センサス、林業費は財政統計（『地方財政統計年報』および『市町村決算状況調』）、豊田市一般会計予算説明書による。



図－3 私有林面積あたりの市町村林業費の推移

注：私有林面積は 2010 年世界農林業センサス、林業費は財政統計（『地方財政統計年報』および『市町村決算状況調』）による。

豊田市の林業費を愛知県内の市町村および全国の市町村の林業費と比較したのが、表-6 および図-3 である。各市町村における林業費としての支出額を、森林・林業行政の主たる対象と考えられる私有林面積で割った値、すなわち私有林 1 ha あたりの支出額を算出すると、2012 年度（平成 24 年度）現在、豊田市の支出額は 11,324 円、愛知県内市町村の林業費とほぼ同規模で、全国市町村平均の 1.5 倍にあたる。都道府県別にみた私有林面積あたりの市町村林業費は、最高の東京都（22,212 円/ha）と最少の岩手県（3,709 円/ha）とで 6 倍の差があるが、愛知県内市町村の林業費は 47 都道府県中 10 位の高さである。こうした幅のなかでみると、豊田市の林業費は、全国平均よりも高水準ではあるが、全国的にみて突出して高い規模とまではいえない。

林業費の財源内訳をみると、豊田市の特徴が浮き出てくる。地方税収等による一般財源、国や県からの支出金（補助金等）の金額は、豊田市と全国市町村とで大きな差はみられないが、両財源と地方債を除いた「その他特定財源」の割合は、全国市町村では 1 割を切っているのに対して、豊田市では 4 割と非常に大きな財源となっている。

豊田市の林業費における「その他特定財源」の 1 つとして考えられるのは、公益財団法人「矢作川水源基金」である。矢作川水源基金は、1978 年（昭和 53 年）、愛知県と矢作川流域の県内 20 町村から構成される財団法人として設立され、約 8 億の基本財産を持ち、水源林の森林整備を含めた水源地域対策や地域交流の推進等に関する事業を行っている。後述するように、この基金を活用した間伐は、豊田市における間伐事業の柱の 1 つとなっている。

豊田市には、この矢作川水源基金の他に、市独自の水源関係の基金である「豊田市水道水源保全基金」もある。これは、旧豊田市が、1994 年度（平成 6 年度）に、水道使用量 1m³あたり 1 円を積み立て水源の環境保全に充てる費用とするために設置した基金であり、全国初の試みとして注目を集めたものである。2000 年（平成 12 年）からは、矢作川上流の 6 町村（旧藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）と基本協定を締結して水源林の取得や人工林整備事業を行ってきたが、2005 年（平成 17 年）の市町村合併により当該区域が全て豊田市となったことから、2007 年（平成 19 年）に所管替えが行われ、人工林整備事業は新設された森林課へ引き継がれた。なお、同基金を活用して旧 6 町村における森林整備事業（豊田市水道水源保全事業）が開始された 2000 年（平成 12 年）には、旧豊田市内の森林を対象として全額市費で間伐等を行う森林整備事業（豊田市環境林整備事業）も開始された。

さらに、2007 年度（平成 19 年度）には、2008 年度（平成 20 年度）から概ね 10 年間の森林整備（林道整備費用）に充てる費用を担保する目的で「豊田市森づくり基金」を設置している。表-4 において 2007 年度（平成 19 年度）の林業費が高額に及んでいるのは、補正予算で「豊田市森づくり基金」を 20 億円の増額計上したことによるものである。

これら基金の他、豊田市の森林行政に関わる財源面で、もう 1 つ特徴的なのは、愛知県の「あいち森と緑づくり税」の存在である。同税は、地方自治体が独自に住民に対し

て追加的な税を課すことで森林の整備や保全のための財源を調達する仕組み、いわゆる「森林環境税」の1種である。2003年度（平成15年度）に高知県で導入されて以来、都道府県レベルでの導入が広がり既に大部分の県で導入されているが、愛知県の県民から徴収される森林環境税は、同じく大都市を抱える神奈川県、兵庫県の森林環境税と並んで税収見込み額が大きく、高知県の森林環境税と比べると10倍以上の規模となる。愛知県内では、この税収等を活用した人工林整備事業などが行われており、豊田市においても森林整備事業の主要財源の1つとなっている。

森林行政関連の予算は、造林事業と林道事業が主だった支出となっている。林道事業や造林事業、森林整備地域活動支援費には国庫補助も活用されているが、国庫補助を伴わない事業、とりわけ市単独の施策が多い点、造林事業に関わっては国庫補助以外の予算が充実している点に特徴がある。

(2) 森林行政の組織

新豊田市には、産業部のなかに新たに森林課が創設され、その事務所は旧豊田市にある本庁ではなく、加茂地域6町村の中央部に位置する旧足助町に置かれた。森林課に配属された職員は、合併時に1.8倍に増員されたが^{注1)}、以後10年間、ほぼ同規模を維持している。また、森林行政に関わる組織再編なども行われていない。

森林課において、森林行政の専門的な職員の配置が重視されている点は特筆に値する。まず、合併当初には県から出向で来ていた林務担当職員がおり、この職員が3年目に県職員を退職して豊田市職員となった。その後、定年退職を迎える平成25年度（2013年度）まで森林行政を担い、退職後は再任用されて現在に至る。この職員が退職を迎える前、平成24年（2012年）には、豊田市で森林行政の専門職員を募集し採用している。この時に採用されたのは、森林政策を専門として大学院修士課程を修了した後、県外の町で森林行政に携わっていた方である。その他にも森林課の担当が7、8年に及ぶという職員が2人いる。うち1名は、職員が希望する部署の所属長と面接し、その結果が人事異動にあたり考慮されるという「ジョブ・リクエスト」制度を利用して、他部署から森林課に戻ってきた職員である。さらに、職員の出身地域にも一定の配慮がなされており、現在19名いる森林課職員のうち8名は豊田地区以外の出身者という。森林課職員のうち、1人は森林総合監理士（フォレスター）であり、他に准フォレスター研修を受講した職員が2名いる。

こうした森林課の職員配置は、専門性の高い人材の確保・育成をめざす豊田市の人事システムの基本方針に則したものである。豊田市では、35才までを能力育成期・拡充期と捉え、系統の異なる部署を担当して業務経験を積み、35才以降は能力発揮期として、マネージャー系とエキスパート系に分かれた複線型の人事が行われる。また、庁内公募やキャリア採用での外部登用、自己アピール採用などユニークな人材確保が行われており、森林課における専門的職員の配置にも豊田市のこうした方針が反映されている。

(3) 森林施策

豊田市の森林行政は、「豊田市森づくり条例」とこれに基づいて策定された「豊田市100年の森づくり構想」、「豊田市森づくり基本計画」に基づいて実施されている。豊田市では、合併後まもない平成17年（2005年）8月に、公募の市民、NPO代表者、学識経験者、林業関係者等で構成される「とよた森づくり委員会」が設置された。この委員会は、行政側が作成した原案の承認を得るといった形の「お墨付き審議会」ではなく、熱意あふれる委員が自由な発想による議論を交わす形で討議が重ねられ^{注2)}、平成19年（2007年）3月の「豊田市森づくり条例」の制定や「豊田市100年の森づくり構想」の策定、同年10月の「豊田市森づくり基本計画」の策定などのベースを築いていった。森づくり条例では、森づくり基本計画を5年毎に見直すとしており、平成25年（2013年）3月には「第2次豊田市森づくり基本計画」が策定されている。

豊田市では、森林の整備目標として、2028年までの20年間に過密人工林を一掃することを掲げ、間伐推進を基本的な施策とし、そのために必要とされる6つの重点プロジェクトを実施している。間伐推進の核となるのが、旧大字程度を単位とする地域ごとに森林所有者等で組織される「森づくり会議」である。「森づくり会議」が設置されると、そのなかで概ね小流域等を単位とした人工林5～50ha程度のまとまりを間伐団地として設定される（森づくり団地）。同意書を集めるのは、森づくり会議の会長である場合が多い。森づくり団地の設定にあたっては、施業界の確認、人工林の所有界と林分界の測量、森のカルテの作成が行われる。団地が設定されると、どこにどの事業を用いるかが検討され（図-4）、間伐実施に至る。この「団地化」を基礎とした間伐実施という点では、平成24年度（2012年度）に国が創設した森林経営計画制度と主旨が類似しており、国に先駆けて実施された市の独自施策と捉えることができる。国の森林経営計画制度の開始後は、それまで市が独自に進めてきた「団地化」をベースとしながら、国庫補助事業を用いて間伐を実施する場合には国の制度に則した森林経営計画を策定するという形で対応している。

平成26年（2014年）12月の調査時現在、5ha以上の人工林がある170地域中82地域で森づくり会議が設定されている。図-5は、森づくり会議と森づくり団地の設置状況を示したものだが、これをみると市街地から遠い地域ほど森づくり会議の設立が進んでいることがわかる。とりわけ稲武地区は、既に全域で森づくり会議が設置されている。後にみるように、稲武地区においては、森づくり会議の設置単位となっている自治区ごとに財産区有林があり、その管理を住民の共同作業で行ったり、財産区からの収益を活かして地域活動を行ってきたりした。こうして山間部に維持されてきた住民同士のつながりが社会関係資本となり、豊田市の森林施策を支えてきたものと捉えることができよう。一方、市街地に近い地域には、森づくり会議が未整理な所や団地化の進行が滞っている所が多い。これらの地域で如何にして地域をベースとしたボトムアップの森林施策を展開しうるのかは、豊田市の森林行政が抱える課題と考えられる。

施業計画図

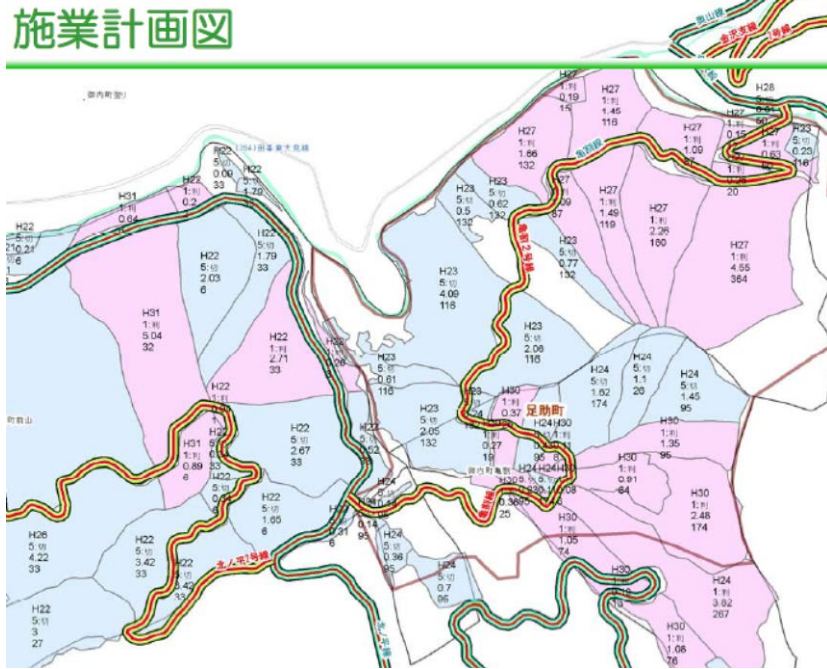


図-4 事業別に色分けされた「施業計画図」

注：豊田市森林課提供資料による。

森づくり会議設置状況（平成26年3月31日現在）

森づくり会議： 82会議
 森づくり団地： 290団地
 約5,668ha

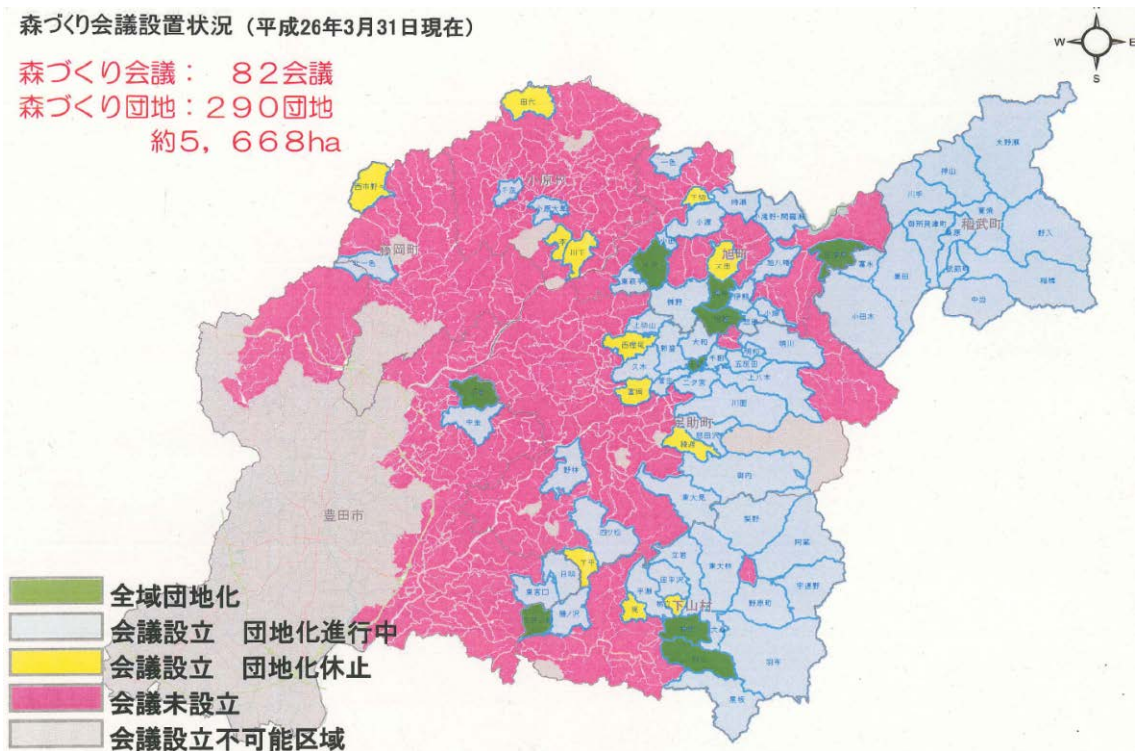


図-5 森づくり会議の設置状況

注：豊田市森林課提供資料による。

合併後の間伐実施面積を事業別に示したのが表-7である。これをみると、通常の自治体と比較して非常に潤沢な財源を背景として、国庫補助事業をベースとした施策ではなく、市独自の施策方針をベースとして国庫補助は活用できる場合に活用するというスタイルで間伐関連施策が実施されていることが読みとれる。災害防止等の環境的な側面から行われる森林整備が主体である点も特徴的である。合併当時から治山事業による間伐が造林事業に匹敵する規模で実施されており、先述の矢作川水源基金による間伐も全体の1~2割を占めている。また、国庫補助を受けて実施される間伐事業に対する市による補助上乘せも行われており、国庫補助対象外となる事業には市単独で補助が行われている。一方、間伐のための「団地化」そのものは国の制度変化に先駆けて進展していたものの、森林経営計画制度の導入以降、国庫補助による間伐事業の実績面積は減少している。国の補助対象が搬出間伐へシフトすることにより、伐り捨て間伐（豊田市では「切置き間伐」と呼ぶ）を主体とする豊田市の間伐施策への国庫補助事業の適用が難しくなったためであり、これを補うかのように県の森林環境税を活用した森林整備が拡大している。

以上のように、現時点では木材生産面よりも環境保全面での森林整備が中心となっているが、豊田市は、平成26年（2014年）12月の市議会において、平成27年度（2015年度）に県内最大規模の製材工場を誘致することを発表した。今後、木材生産面での体制づくりが豊田市の林業の重要な課題となってくるものと考えられる。

表-7 事業別間伐実施面積の推移

単位：ha

				第1次基本計画					第2次
	H17 2005年	H18 2006年	H19 2007年	H20 2008年	H21 2009年	H22 2010年	H23 2011年	H24 2012年	H25 2013年
治山事業	347	346	421	319	234	228	167	83	97
あいち森とみどりづくり事業				5	205	416	436	506	581
間伐促進事業(国庫補助あり)	418	449	403	431	456	266	113	127	80
〃 (市単独)									25
矢作川水源基金	109	215	216	197	218	157	163	139	155
水源環境林(国庫補助あり)				60	99	33	24	17	20
〃 (市単独)	64	110	76	37			6	7	
市有林事業(国庫補助あり)			35	38	52	56	73	30	6
〃 (市単独)	34	20		70	48		2	35	33
巻枯らし等補助事業						6	6	2	
その他		10	8	6	34	21	24	91	37
計	972	1,150	1,159	1,163	1,346	1,183	1,014	1,037	1,034

注1：「あいち森と緑づくり事業」は、愛知県の森林環境税を活用した事業。「水源環境林」には水道水源保全事業と環境林整備事業が含まれる。「その他」は、財産区やその他団体が国や県の補助を受けて、もしくは単独で実施した間伐で、市の補助を受けていないもの。

注2：豊田市『豊田市森づくり白書』による。

(4) 森林組合および県との関係

森づくり団地の設定や団地計画の樹立にあたっては、市職員と森林組合で「団地間伐促進チーム」を組み、サポートにあたっている。団地間伐促進チームは、足助、旭、稲武、下山の4チームがあり、それぞれに市職員1名、森林組合3名（うち2名は測量担当の現場要員）が配置されている。森林組合で測量を担当する団地専属の現場要員に対しては、市が人件費の8割を補助している。

豊田市内の森林組合は、平成17年（2005年）3月まで豊田、藤岡、小原、足助、旭、下山、稲武の7組合があったが、豊田市の合併と時を同じくして合併し、豊田森林組合となった。豊田市内に民間の素材生産業者はおらず、森林組合が市内唯一の林業事業体である。豊田森林組合の本所は、豊田市森林課のある足助地区に置かれ、概ね地区ごとに6つの支所がある。職員は、平成26年度（2014年度）に5名を採用しており、平成26年（2014年）12月の調査時現在で51名いる。このうち施業プランナーは8名おり、調査時現在で3名が受講中であった。本所には、総務課、森林整備課、林産課の3課があり、森林整備課に置かれた森づくりグループが森づくり団地の調査や測量などを行っている。また、作業班員は148名おり、うち8名が市から人件費の一部に補助が出ている「森づくり団地化推進員」である。先述の「団地間伐促進チーム」には、本所の森づくりグループから各チームに1名、森づくり団地化推進員が各チームに2名ずつ配置されている。一方、各支所には概ね5～6人の職員がいる。職員は本支所間の異動があるが、一度に入れ替えず1人は残すなど、人事異動にあたっては地域との繋がりにも配慮しているという。森づくり団地における施業実施に際しては、施業地の設定等は本所の職員が担当するが、具体的な場所や段取りについては支所の職員と協力して行われる。

豊田市足助地区には、豊田市森林課と豊田森林組合の本所の他、愛知県の地方事務所である豊田加茂農林水産事務所森林整備課も置かれている。豊田加茂農林水産事務所は、愛知県豊田市とみよし市を管轄する農林水産事務所であるが、管轄区内の民有林61,459haのうちみよし市内にある森林は0.3%に満たず、ほとんどが豊田市内の森林と捉えることができる。豊田加茂農林水産事務所森林行政を担う2課のうち、林務課（職員数14名）は豊田市街にある本所内にあるが、林業普及指導などを担当する森林整備課（職員数18名）は足助支所内に置かれている。森林整備課職員に森林総合監理士は3名いる。県事務所の森林整備課においても旧町村ごとに担当が決められており、「団地化」に際して市や森林組合の担当者との協力している。特に、間伐に用いる事業の選択や調整にあたっては、県担当者が大きく関わっている。これら県職員の異動周期は、3～4年である。

Ⅲ-4 稲武地区からみた市町村合併と森林

最後に、市街地から最も遠くに位置する稲武地区から市町村合併の影響を検討してみたい。稲武地区は、岐阜県と長野県に接する山間部に位置している。人口は、1960年

(昭和 35 年)には 5,600 人であったが半世紀以上にわたって人口減少が続き(表-2 参照)、現在は 2,600 人ほどである。土地面積は豊田市域の 11%、森林面積は 14%を占めるが、人口は豊田市民のわずか 0.6%と最小の地区となっている。先にみたように、豊田市への編入以降、人口減少が弱まったという事実はみられず、むしろ加速しているようにみえる。

(1) 地域の声を市政に届ける仕組み

自治体のなかでマイノリティとなった地域の住民の声は、どのようにして市政に届けることができるのだろうか。住民の声を市政に届ける公式なルートとして、豊田市では、市議会その他、地域会議と呼ばれる地域協議会が設置されている。

豊田市議会議員の議員定数は 45 名である。平成 24 年(2012 年)末時点の議員(平成 23 年(2011 年)4 月選出)の住所(公開連絡先)をみると、豊田地区 36 名、藤岡地区 4 名、他の 5 地区から各 1 名となっている。この時点では旧町村それぞれから最低 1 名は選出されていた。その後、平成 27 年(2015 年)4 月に実施された市議会議員選挙を経て、旭地区の議員はいなくなった。藤岡地区は 2 名減、豊田地区が 3 名増と豊田地区への議員集中が高まっている。現時点では稲武地区から議員 1 名が選出されているが、当選議員の最低得票数は 3,000 票強であり、地区人口がこれを下回っている稲武地区で今後とも議席を確保できるかは不明瞭である。

一方、豊田市では、都市内分権の推進と地域自治を推進するために、地方自治法による地域自治区制度を活用した積極的な取り組みを行っている。地方自治法では、市町村の判断により、住民自治の強化を推進するために市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」が設置できると規定されており、地域自治区には地域の意見のとりまとめ等の活動を行う「地域協議会」を設置することとなっている(章末資料 4、5 参照)。豊田市では、従来からある任意団体としての自治区や地区コミュニティ会議の他、「地域の声を的確に行政に反映させることのできる仕組み」や「様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することのできる仕組み」をつくることを目的として、この地域自治区制度を利用した「地域会議」という名称の地域協議会を中学校区単位で設置している。地域会議は 20 名以内の委員で構成される。委員は、区長会やコミュニティ会議、諸団体からの推薦もしくは公募などから市長が選任する。無報酬、任期 2 年の非常勤特別職(地方公務員)である。編入された旧 6 町村においては、旧豊田市内に先行して、平成 17 年(2005 年)10 月に各 1 つの地域会議が設置された。

豊田市の地域自治区制度で興味深いのは、地域会議が市政に関わる意見徴収の場として機能するのみならず、各地域会議に対して毎年予算が確保されており、その予算の使途の決定権や提案権が与えられている点である。1 つは、地域住民が事業主体となって地域活動を行うための「わくわく事業」であり、毎年、各地域会議に 500 万円を上限として予算が与えられ、地域会議は補助金交付の審査権を有している。もう 1 つは、地域課題を解決するために市が行う事業を地域会議が提案する「地域予算提案事業」であ

り、毎年、各地域会議に2,000万円を上限として予算が確保され、地域会議は予算案提案権を有している。稲武地域自治区の場合、平成25年度(2013年度)に、耕作放棄地の除草や交流事業などを内容とする「棚田を活かしたまちづくり事業」(事業金額249万円)が地域予算提案事業として、子供のスポーツ活動や地域の自然保護、花壇や散策路の整備、セミナー開催など12の事業に合計498万円の補助を交付している^{注3)}。こうした豊田市の取り組みは、都市内分権の推進の先進事例として注目されており、毎年多くの視察を受け入れている。

以上のように、人口比は小規模ながらも、市議会議員議席も確保しており、さらに他の市町村と比べて非常に手厚い地域自治区制度も整備されている豊田市においては、山間部の旧町村も自治という観点から一定の好条件を確保しているようにみえる。だが、市町村合併後、全てが順調に進んできたわけではない。合併後に発生した森林に関わる問題の1例として、以下に稲武地区の財産区問題を紹介したい。

(2) 稲武財産区問題の経過^{注4)}

稲武地区には、近世期の村に由来する13の自治区があり、それぞれに対応する13の財産区がある。この財産区有林野は、実測値ベースで稲武地区の森林全体の約6割(5,016ha)に及ぶとされる^{注5)}。共同植林地は、「お役(オヤク)」と呼ばれる住民の共同作業によって維持・管理されてきた。直営植林地から得られた収益や借地料など財産区有林から得られる収入は、各自治区における諸活動の経費やインフラ整備の負担金支払いなど、自治運営上の財源となってきた。これら財産区の運用は、平成17年(2005年)の市町村合併に際して、当時の稲武町長から合併後の豊田市政下でも変更が生じないと説明されてきた。

ところが、平成18年(2006年)8月に実施された合併初年度の豊田市決算審議において、財産区の財政使途に対する見直しが求められたのである。指摘の主旨は、財産区の収入は財産区有財産の維持・管理目的のみに支出すべきであり、既に市から地域会議に対して補助を行っているにもかかわらず、さらに財産区から自治区へ資金が拠出されるは二重補助にあたるとするものであった。この監査委員からの指摘を受けた豊田市総務課は稲武支所に対して見直しを求め、稲武支所は財産区議長、財産区委員、自治区役員に対して財産区からの自治区交付金を廃止する旨を伝えた。この豊田市の見解に対して、稲武地区の市議会議員や稲武地区財産区議長連絡協議会は、財産区制度の「従前どおりの運用」の回復を求めて討議や要望を行った。平成20年(2008年)からは財産区に関する専門家(研究者)の協力を得て、ワークショップを開催するなどして議論を重ねた。稲武地区地域会議においても財産区問題が熱心に議論された^{注6)}。その後、平成22年度(2010年度)に財産区を主管する財政課長が交替したのを機に事態が急速に展開し、豊田市が平成23年(2011年)3月に「豊田市財産区まちづくり支援条例」(章末資料1)を制定したことで1つの区切りがつけられた。

この条例は、地方自治法第293条の5の規定に則り、市の財産区に関する施策の基

本原則、市が財産区収入を市の事業に要する経費に充てる場合の手續、財産区収入の用途その他必要な事項を定めるもの（第1条）である。財産区に関する施策の実施にあたり財産区の自主性や自立性に配慮すること（第2条）、財産区収入を市の事業に要する経費に充てようとする際には、当該財産区の歴史的背景、沿革その他事業に配慮した協議を行い（第3条）、協議が整った際は、当該区域における自治活動の伸長を目的とする事業などに充てることのできる旨（第4条）などが定められている。財産区の歴史への配慮が明記されている点や財産区収入を自治区における諸活動に充てる道が確保された点などは、財産区収入の自治区諸活動への支出が停止されていた監査後の状況と比較すると「従前」に近づいたものと評価できるが、自治区諸活動への補助が市の事業経費として支出される点、地域の祭りに対する支出が宗教に関わる活動とみなされ補助対象から除外された点などは「従前」とは異なる対応であり、条例の内容の評価は分かれるところである。

（3）地方自治法に基づく財産区制度

上記の稲武財産区問題を理解するために、地方自治法に基づく財産区制度について補足しておきたい^{注7)}。

財産区とは、市町村の区域の一部で財産をもつ場合に、その財産の管理や処分を行うことについて、法人格を認められた特別地方公共団体である（章末資料3参照）。市町村の住民で当該区域に住所を有するものは、全て財産区住民となる。地方公共団体の公有財産となるため、その財産には固定資産税及びその財産から生ずる収益に対する市町村住民税は賦課されない。

財産区は、原則として、固有の議決機関、執行機関を持たず、財産区の権能（管理、処分、廃止）は、その財産区が所在する市町村の議会や執行機関が行使する（地方自治法第294条）。だが、都道府県知事が必要を認めるときは、市町村議会の議決を経て、財産区の議会または総会を設置し、財産区に関して市町村議会が議決すべきことを議決することができる。全国の財産区で議会または総会を設置している財産区は2割^{注8)}に止まるが、稲武地区の場合は、13の財産区全てが議会または総会を設置しており（章末資料2）、稲武の財産区の議決機関は財産区議会／総会である。財産区の予算・会計は、当該市町村において処理されるが、財産区の会計は市町村の会計と分別されなければならないとされている（同法第294条の3）。財産区の監査は、当該財産区が存する市町村の監査委員が行うとされており^{注9)}、この監査が今回の問題の発端となったことは既に述べた通りである。また、財産区の執行機関は当該市町村長であるため、市町村長による財産区の財産管理に関しては、当該市町村（財産区外の住民も含む）の住民が監査請求をなしうるとの行政実例もある^{注9)}。

先述の「豊田市財産区まちづくり支援条例」が拠り所とする地方自治法第293条の5は、財産区の運営について定めた規定であり、「その住民の福祉を増進する」とともに、「財産区のある市町村の一体性をそこなわない」ように努めなければならないとする。

この前者と後者を実際にどのようにして同時に実現するかは、非常に難しい問題である。地方自治法第 293 条の 5 では、両者の調整措置の 1 つとして、市町村が財産区と協議のうえ財産区収入を市町村の一般財源へ充当できる（同法第 293 条の 5 の II）と規定されており、稲武地区の財産区収入を自治区諸活動に充てる際に、市の経費として支出するとする豊田市の対応は、この措置を活用したものである。だが、地方自治法は、同項で続けて、財産区との協議に際しては、予め財産区議会／総会の議決を経る必要がある（同法第 293 条の 5 の III）旨を定めている。稲武の財産区には財産区議会や総会が設置されているため、その議決や協議のうえに市の経費として支出することも認められているのだが、このような財産区住民の意思を反映する機関（議会や総会の他、財産区管理会も含まれる）が無い財産区については、そもそも財産区収入を市の経費として支出することは認められない^{註 9}。あくまでも財産区の公式な意思（議会／総会の議決もしくは財産区管理会の同意）が前提となっている点は改めて確認しておきたい。

では、市の事業としてではなく、財産区から直接、自治区等への補助をすることはできないのだろうか。この点は自治体によって対応が異なっており、地域活動への支出を認める自治体もあれば^{註 10}、財産区から自治会などへの補助は認められず、市の事業として支出する形を採る自治体もある^{註 11}。これらの見解の相違は、おそらく次の 2 点の解釈に由来すると思われる。第 1 に、財産区の権能が所有する財産の管理・運営に限定されているという点をどう解釈するか。「財産区の維持管理上の必要」の範囲にどこまで含めるかである。第 2 に、財産区住民の福祉増進と同時に、所在する市町村との一体性も求められるという財産区運営の 2 つの方向性のどちらをどう重視するか。どこまでが許容されるかである。

（4）財産区と自治区、市町村

財産区と自治区の関係を改めて確認すると、以下のようになる。財産区は、市町村とは別の法人格をもつ特別地方公共団体であり、その執行は当該財産区が所在する市が担当するが、意思決定機関は、稲武地区の財産区の場合、条例に基づき設置されている財産区議会／総会である。財産区住民は、稲武地区の場合、それぞれの自治区の住民とイコールであるが、財産区の意思決定機関である財産区議会／総会のメンバーと自治区長などの責任者とは必ずしも同一ではない。法人格をもつ財産区は、任意団体である自治区とは法的な位置づけが異なる。

財産区と財産区が所在する市町村の関係は非常に複雑である。財産区は市町村とは別の法人格を有しており、財産区の意思決定機関は、稲武の 13 財産区の場合、財産区議会／総会である。だが、執行機関が市町村であるうえ、財産区の運営にあたっては市町村との一体性を損なわないように努めることが求められている。財産区の財政運営には、財産区外の住民でも監査請求をなすうる。このような位置づけにある財産区を運営していく際に、財産区の自立性が如何に確保されるかは、意思決定機関である財産区議会／総会が実際にどれだけの機能を果たしていくかと同時に、当該市町村が財産区の歴史的

な背景や沿革、実態などに関してどこまで理解・共有できるかに左右される部分も大きい。全域に財産区が設定されており、財産区に関して住民間で一定の認識を共有しうる範囲に市町村が置かれていた旧稲武町時代と、住民の大部分は財産区外の住民であるうえ、財産区制度そのものに対する認識が乏しい者が圧倒的多数を占める合併後の豊田市とでは、財産区への理解・共有を市町村に求めることの難しさが大きく異なるであろうことは想像に難くない。

その意味で、稲武の財産区問題は、市町村合併によって山間部の町村では認められてきた論理が都市部の論理と齟齬をきたしたことで生じた問題と捉えることができる。人口比で0.6%に止まる稲武地区の声を市政に届け、残る99.4%の住民が納得できる形で山間部の論理を維持するのは、決して簡単なことではない。数の上では圧倒的に不利である。そうした現状を踏まえた上で改めて今回の財産区問題の経過を振り返ったとき、豊田市において、とにもかくにも財産区の歴史への配慮を明記した条例がつけられたことに対しては、一定の評価をしても良いのではないだろうか。もし、稲武地区が市議会で議席を有していなかったら、稲武地区に一定の権限が与えられた地域会議という自治組織が設置されていなければ、こうした条例制定に至ることも困難だった可能性がある。そのようにみると、都市の一部となった山村にとっての公式の市政参加ルートの確保の重要性が改めて感じられる。また、山間部の論理への理解を求めるにあたっては、このような公式な市政参加ルートの他、山間部の住民と都市部の住民の交流を通じた相互理解も重要であることはいままでもない。例えば、稲武地域自治区の地域予算提案事業として行われている交流もその1つとなりうるかもしれない。

Ⅲ-5 おわりに

7年前に実施された調査では^{注1)}、豊田市の合併は、森林行政の拡充・強化という面で「極めて優良な事例」と評価されており、その背景と条件として、①同一流域内での合併であること、②公募市民やNPOの代表をメンバーに含む「森づくり委員会」で森林政策に関わる討議が行われたこと、③極めて豊かな財政力を有していたことの3点が指摘されている。今回の調査においても、これらの点は概ね同様に指摘できる。

一般に日本の行政組織では頻繁な人事異動が必須とされており、市町村においては森林行政に関する専門性の確保、都道府県においては林務担当職員の地域的な専門性の確保が困難な状況にある。だが、豊田市の事例は、市町村においても森林行政に関する専門性を有する職員が確保可能であることを示す事例として注目される。いわゆる日本型フォレスター（森林総合監理士）は、主に市町村行政をサポートする人材の確保を目的としているが、豊田市のように市そのものが森林総合監理士を確保できるのであれば、自力で充実した市町村行政を展開することも可能となろう。一定の専門性を有した森林行政職員とともに、広域に広がる豊田市において地域に根ざした森林行政の展開を支えているのは、地域住民で組織される森づくり会議と考えられる。だが、現時点で森づく

り会議が機能している地域は、豊田市内においても地域社会としての活動が維持されてきた山間部の地域等に偏っており、都市化が進み地域社会の質が異なる地域において地域的な専門性を如何に確保するかは課題といえよう。また、ボトムアップ型の森林施策の展開を実現するためには、地域社会における社会関係資本の維持が非常に重要な点を改めて指摘したい。

また、豊田市の森林行政には、職員の能力を發揮しうるような独自の展開領域があるという点も重要であろう。豊田市における森林施策の主体性、独自性の背景には、財政力の豊かさがある。だが、面積あたりの支出額でみると必ずしも突出した規模とまではいえない点、国庫補助事業や県の森林環境税事業も積極的に活用している点などを踏まえると、仮に国や都道府県、市町村を通じた森林関係予算の総額が同一であったとしても、使途に市町村の自由裁量で決められる余地が大きければ、自主的な施策展開も可能となることを示すものと捉えることもできるかもしれない。

豊田市において森林行政の拡充・強化が実現した背景としては、流域内での合併である上、東海豪雨という都市と森林の関係を考える契機となった「災害の記憶」があることが指摘されている。都市の一部となった山村が単に都市の周辺部として捉えられるのではなく、都市部と繋がりをもつ山村と捉えられ、両者で共有できるものがあるという点は、たしかに非常に重要である。ただ一方で、こうした形で、財政力のある都市の一部となることができる山村は多くは無いという点もまた事実であろう。実際、矢作川流域においても、豊田市と合併したのは愛知県内の上流山村であり、より上流にも山村地域が広がっているが、これらの山村の森林行政を「流域単位の合併」という形で強化・拡充することは困難なのである。

都市型合併における森林行政の問題を考える上で注意を要するのは、都市の論理と山間地域の論理とのズレである。豊田市の事例では、この点においても市の姿勢如何によって、小規模な山間地域にも一定の市政参加ルートを築きうることを示している。ただ、山間地域の論理と都市の論理のズレが生じる場面において、今後とも前者の論理に配慮がなされるかは必ずしも安定的なものではない。特に、市議会の議席については、人口比の影響を避けるのは困難であろう。一方、現時点では他市町村と比べて非常に充実している地域自治区の制度が今後とも重視され続けるかも確実なものではない。実際、昨年度に調査した浜松市では、合併時に設置された地域協議会が市長交替等による市政方針の変化により廃止されている。また、現在のように公式な市政参加のルートが一定程度確保されている場合でも、それを活かすだけの活力が山間地域の側に残っているのか、山村の側に都市住民が納得しうる「声」を発信する力があるのかも、現実問題として非常に重要であろう。稲武の財産区問題において地域外の専門家が稲武における議論や主張をサポートしていたように、都市型合併で都市の一部となった山間地域が、圧倒的多数となる都市住民の論理に対して必要な主張をしていく際は、制度的なルートの確保だけではなく、何らかの外からのサポートも必要なのかもしれない。

注

- 注 1) : 橋詰登 (2008) 「愛知県豊田市」『「市町村合併における森林行政の変貌と対応」に関する調査報告書』森とむらの会
- 注 2) : 蔵治光一郎 (2007) 「『地域森林の自治』をめざして 豊田市森づくり条例・豊田市 100 年の森づくり構想の取り組みから」『現代林業』2007 年 4 月号、16-25 頁
- 注 3) : 豊田市『平成 25 年度 地域予算提案事業 わくわく事業 事例集』
- 注 4) : 稲武財産区問題の経過に関しては、主に、齋藤暖生・三俣学 (2010) 「地方行政の広域化と財産区 ―愛知県稲武地区の事例―」三俣学・菅豊・井上真編『ローカル・コモンズの可能性 ―自治と環境の新たな関係―』ミネルヴァ書房、13-37 頁および三俣学・齋藤暖生 (2010) 「環境資源管理の協治戦略と対抗戦略に関する一試論：行政の硬直的対応下にある豊田市稲武 13 財産区の事例から」『商大論集』61(2/3) : 151-178 頁による。
- 注 5) : 三俣・齋藤 (2010) 155 頁、齋藤・三俣 (2010) 21 頁に紹介されている豊田森林組合稲武支所によるデータ。
- 注 6) : 三俣学・齋藤暖生 (2013) 「広域地方行政下における財産区運営の自律性の獲得 ―愛知県豊田市を事例に―」林業経済学会秋季大会要旨集、B10
- 注 7) : 主に、松本英昭 (2007) 『要説 地方自治法 [第五次改訂版]』ぎょうせい、泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子 (2011) 『コモンズと地方自治 ―財産区の過去・現在・未来』J-FIC、室井力・兼子仁編 (2001) 『基本法コンメンタール 第四版 地方自治法』日本評論社による。
- 注 8) : 泉ら (2011) 70 頁
- 注 9) : 室井ら編 (2001)
- 注 10) : 三俣学・齋藤暖生 (2010)
- 注 11) : 例えば、静岡県御殿場市はこうした対応をしている。

[資料 1]

豊田市財産区まちづくり支援条例（平成 23 年 3 月 31 日条例第 1 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 296 条の 5 の規定の趣旨にのっとり、市の財産区に関する施策の基本原則、市が財産区の財産から生ずる収入（以下「財産区収入」という。）を市の事業に要する経費に充てる場合の手續、財産区収入の使途その他必要な事項を定めることにより、財産区において地域の特性に応じたまちづくりに関する事業の推進を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（財産区に関する施策の基本原則）

第 2 条 市は、財産区に関する施策の実施に当たっては、財産区の自主性及び自立性に配慮するとともに、市と財産区との適切な役割分担の下に、地域住民その他の多様な主体との連携及び共働が図られるよう努めなければならない。

（市と財産区との協議）

第 3 条 市長は、財産区収入を市の事業に要する経費に充てようとするときは、あらかじめ当該財産区と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定により財産区と協議するときは、当該財産区の歴史的背景、財産区制度の沿革、財産区の社会的機能その他の事情に配慮しなければならない。

（財産区収入の使途）

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による協議が整ったときは、財産区収入を市が当該財産区の区域において行う次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) 住民の健康及び福祉の増進を目的とする事業
- (2) 生活環境の改善を目的とする事業
- (3) 教育及び文化の振興を目的とする事業
- (4) 産業の振興を目的とする事業
- (5) 環境の保全を目的とする事業
- (6) 交通安全、防災、防犯等の住民の安全の確保を目的とする事業
- (7) 住民の自治活動の伸長を目的とする事業
- (8) 都市と農山村との地域間交流の促進を目的とする事業
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、あらかじめ財産区と協議し、財産区収入を市が当該財産区の区域以外の区域において行う事業に要する経費に充てることができる。

（豊田市財産区審議会）

第 5 条 市長の諮問に応じ、財産区に関する諸課題について調査審議するため、豊田市財産区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、第 1 項の規定により市長が審議会に諮問しようとする都度、諮問しようとする事項の内容に応じ、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 地方自治の法制に関する専門知識を有する者
 - (2) 財産区の法制に関する専門知識を有する者
 - (3) 財産区に係る経済学、社会学、環境学その他学術に関する専門知識を有する者
 - (4) 弁護士
 - (5) 市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人をいう。）
 - (6) 財産区の議会の議員、財産区管理委員又は財産区の総会の構成員
 - (7) 市の職員
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命を受けてから諮問に対する答申をするまでの期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 10 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 11 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 12 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[資料 2]

豊田市財産区議会及び総会設置条例（平成 17 年 3 月 29 日条例第 82 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 295 条の規定に基づき、次に掲げる財産区に財産区の議会（以下「区議会」という。）を設ける。

- (1) 明川財産区
- (2) 稲橋財産区
- (3) 大野瀬財産区
- (4) 押山財産区
- (5) 小田木財産区
- (6) 川手財産区
- (7) 黒田財産区
- (8) 桑原財産区
- (9) 御所貝津財産区
- (10) 中当財産区
- (11) 夏焼財産区
- (12) 野入財産区
- (13) 武節町財産区
- (14) 連谷財産区

2 地方自治法第 295 条の規定に基づき、富永財産区に財産区の総会を設ける。

（議員の定数）

第 2 条 区議会の議員の定数は、次に掲げる財産区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 押山財産区、川手財産区、御所貝津財産区、中当財産区、野入財産区及び連谷財産区 6 人
- (2) 前号に掲げる財産区以外の財産区 8 人

（議員の任期）

第 3 条 区議会の議員の任期は、4 年とする。

2 区議会の議員の任期の起算、補欠の区議会の議員の在任期間及び区議会の議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、地方自治法第 93 条第 2 項の規定を準用する。

（議員の選挙権）

第 4 条 豊田市議会の議員の選挙権を有する者で引き続き 3 月以上財産区の区域内に住所を有するものは、当該区議会の議員の選挙権を有する。

（議員の被選挙権）

第5条 豊田市議会の議員の選挙権を有する年齢満25歳以上の者で引き続き2年以上財産区の区域内に住所を有するものは、当該区議会の議員の被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第6条 区議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条の規定により調製された選挙人名簿のうち、当該区議会の議員の選挙権を有する者に関する部分の抄本によるものとする。

(総会の組織)

第7条 財産区の総会は、豊田市議会の議員の選挙権を有する者で当該財産区の区域内に住所を有するものにより組織する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第25号)

この条例は、公布の日後最初に行われる御所貝津財産区議会の議員の一般選挙から施行する。

[資料 3]

地方自治法における財産区に関する規定—抜粋—（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、
最終改正：平成 26 年 11 月 27 日）

第 1 条の 3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

第 4 章 財産区

第 294 条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

（（地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定））

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

7 不動産を信託すること。

8 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

- 2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。
- 3 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

第 295 条 財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

第 296 条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

- 2 前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第 268 条の定めるところによる。

- 3 財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

第 296 条の 2 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

- 2 財産区管理会は、財産区管理委員 7 人以内を以てこれを組織する。

- 3 財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、4 年とする。

- 4 第 295 条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができない。

第 296 条の 3 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第一項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

- 2 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

- 3 財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

第 296 条の 4 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第 296 条の 2 第 1 項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

- 2 市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第 296 条の 2 第 1 項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

第 296 条の 5 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

2 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

3 前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。

第 296 条の 6 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の手務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

2 財産区の手務に関し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができる。

3 前項に規定するものを除く外、同項の裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

第 297 条 この法律に規定するものを除く外、財産区の手務に関しては、政令でこれを定める。

[資料 4]

豊田市地域自治区条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 93 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 202 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 202 条の 5 第 4 項、第 202 条の 6 第 2 項、第 202 条の 7 第 2 項並びに第 202 条の 8 の規定に基づき、地域自治区の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市の区域を分けて地域自治区を設置する。

2 前項の地域自治区の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。

（地域自治区の事務所）

第 3 条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、別表第 2 のとおりとする。

（地域協議会の設置等）

第 4 条 地域自治区に地域協議会として、地域会議及び代表者会議を置く。

2 地域協議会の組織及び構成員(以下「委員」という。)の定数は、別表第 3 のとおりとする。

（地域会議及び代表者会議の役割）

第 5 条 地域会議は、地域の住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりを推進するものとする。

2 代表者会議は、地域自治区内の各地域会議に関連する広域的な事項について審議するものとする。

（任期等）

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、連続して 3 回委員となることができない。

3 委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、失職する。

（地域会議の構成員）

第 7 条 地域会議の構成員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が選任する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

（代表者会議の構成員）

第 8 条 代表者会議の構成員は、当該地域自治区の委員で、当該地域会議の推薦を受けたもののうちから、市長が選任する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 9 条 地域協議会の会長及び副会長は、当該地域自治区に代表者会議がある場合はその会長及び副会長が、それ以外の場合は地域会議の会長及び副会長が務める。

2 代表者会議の会長は、その権限に属する事務の一部を地域会議の会長に委任することができる。

(会長等)

第 10 条 地域会議及び代表者会議に会長及び副会長を各 1 名置き、当該構成員の互選により決定する。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、地域会議又は代表者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長等の解任)

第 11 条 市長は、地域会議又は代表者会議の会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会長又は副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域会議又は代表者会議に出席する委員の過半数の同意があるとき。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 12 条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が公務のため旅行するときは、豊田市職員旅費条例(昭和 41 年条例第 1 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する一般職に属する職員に準じて旅費に相当する費用を支給する。

3 委員が地域協議会の会議又は第 16 条の分科会の会議に出席したときは、前項の規定による費用弁償を行わないものとし、同一日の会議の回数にかかわらず、費用弁償として 1 日につき 1,000 円を支給する。

(意見聴取事項)

第 13 条 法第 202 条の 7 第 2 項の条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものは、次のとおりとする。

(1) 市が策定する基本構想のうちその区域に係る事項

(2) その区域の住民の生活、地域のあり方等に大きな影響を及ぼす事項

(3) 地域自治区の統合及び分割に係る事項

(市の行う措置)

第 14 条 市は、地域会議及び代表者会議の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(会議の運営)

第 15 条 地域会議及び代表者会議の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長が招集し、及び議長になる。

2 会長は、委員(代表者会議の場合は、その構成員とする。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(分科会)

第 16 条 地域会議は、その事務の一部について審議させるため、議決により分科会を置くことができる。

2 前項の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項は、地域会議が定める。

(連絡調整)

第 17 条 複数の地域にわたる課題に共通認識をもって解決に当たるため、必要に応じて関係する地域会議が合同で会議を開催することができる。

(庶務)

第 18 条 地域会議及び代表者会議の庶務は、当該地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、上郷地域自治区、挙母地域自治区、猿投地域自治区、高岡地域自治区、高橋地域自治区及び松平地域自治区に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行時の構成員の任期)

2 この条例の施行後最初に選任する委員の任期は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、選任の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(報酬支給の特例)

3 旭地域自治区、足助地域自治区、稲武地域自治区、小原地域自治区、下山地域自治区及び藤岡地域自治区の委員が諮問事項等の審議で地域会議に出席した場合で、市長が特に必要と認めるときは、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3

月 31 日までに限り、豊田市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 26 年条例第 23 号）別表第 32 項に規定する報酬を支給する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日条例第 102 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 24 日条例第 76 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（構成員の任期の特例）

2 この条例の施行後最初に選任する藤岡南地域会議の構成員の任期は、改正後の豊田市地域自治区条例の規定にかかわらず、選任の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

別表第1(第2条関係)

地域自治区の名称及び区域

名称	区域
旭地域自治区	豊田市浅谷町、旭八幡町、明賀町、有間町、伊熊町、池島町、一色町、市平町、牛地町、太田町、大坪町、押井町、小滝野町、小渡町、伯母沢町、加塩町、上切町、上中町、日下部町、小田町、小畑町、榑野町、笹戸町、三分山町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、下中町、杉本町、須瀨町、惣田町、田津原町、坪崎町、時瀬町、東萩平町、槇本町、万町町、万根町及び余平町
足助地域自治区	豊田市安実京町、明川町、足助白山町、足助町、綾渡町、井ノ口町、岩谷町、有洞町、上八木町、漆畑町、大井町、大河原町、大蔵町、大蔵連町、大多賀町、大塚町、国閑町、笹林町、上切山町、上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、北小田町、霧山町、国谷町、桑田和町、桑原田町、五反田町、小町、小手沢町、沢ノ堂町、塩ノ沢町、下国谷町、下佐切町、下平町、白倉町、新盛町、菅生町、摺町、千田町、竜岡町、田振町、玉野町、近岡町、葛沢町、葛町、椿立町、栃ノ沢町、栃本町、戸中町、富岡町、中立町、永野町、西檜尾町、怒田沢町、野林町、則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、東渡合町、東中山町、久木町、平沢町、平折町、二夕宮町、細田町、御内町、御蔵町、美栗町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町、四ツ松町、連谷町及び月原町
稲武地域自治区	豊田市稲武町、大野瀬町、押山町、小田木町、川手町、黒田町、桑原町、御所貝津町、富永町、中当町、夏焼町、野入町及び武節町

小原地域自治区	豊田市市場町、岩下町、永太郎町、大ケ蔵連町、大坂町、大平町、大洞町、乙ケ林町、小原大倉町、小原北町、小原田代町、小原町、柏ケ洞町、鍛冶屋敷町、上仁木町、苜萱町、川下町、喜佐平町、北大野町、北篠平町、樽俣町、雑敷町、沢田町、下仁木町、李町、川見町、千洗町、寺平町、東郷町、百月町、荷掛町、西丹波町、西萩平町、西細田町、日面町、平岩町、平畑町、前洞町、松名町、三ツ久保町、宮代町、築平町及び遊屋町
上郷地域自治区	豊田市畝部西町、畝部東町、永覚新町、永覚町、大林町(1丁目の一部を除く。)、鴛鴨町、和会町、上郷町、幸町、大成町、渡刈町、配津町、広美町、福受町、豊栄町(2丁目の一部を除く。)、榊塚西町、榊塚東町、御幸本町、明和町4丁目の一部及び明和町5丁目の一部
挙母地域自治区	豊田市逢妻町、秋葉町、朝日ヶ丘、朝日町、伊保町の一部、今町、梅坪町、上挙母、上原町、栄生町、大池町、大清水町、小川町、落合町、柿本町、金谷町、上丘町の一部、河合町、川端町、神田町、喜多町、京町、久保町、鴻ノ巣町、小坂町、小坂本町、琴平町、衣ヶ原、挙母町、栄町、桜町、三軒町、汐見町、下市場町、下林町、昭和町、白浜町、新生町、新町、神明町、樹木町、浄水町、陣中町、水源町、砂町、千足町、太平町、高崎町、高原町、竹生町、田代町、田中町、田町、長興寺、司町、月見町、貞宝町、天王町、渡合町、東新町、常盤町、十塚町、トヨタ町、中島町、錦町、西新町、西町、西山町、日南町、白山町、八幡町、花丘町、東梅坪町、久岡町、日之出町、平芝町、平山町、広久手町、広路町、深田町、平和町、豊栄町2丁目の一部、細谷町、本新町、本地町、前田町、前山町、松ヶ枝町、丸根町、丸山町、瑞徳町、宮上町、宮口町、宮前町、宮町、美山町、御幸町、室町、明和町(4丁目の一部及び5丁目の一部を除く。)、元城町、元町、元宮町、山之手、横山町、竜宮町、若草町及び若宮町
猿投地域自治区	豊田市青木町、荒井町、石野町、井上町、伊保町の一部、大畑町、押沢町、乙部ヶ丘、乙部町、小呂町、貝津町、加納町、上高町、亀首町、勤八町、国附町、越戸町、小峯町、篠原町、猿投町、四郷町、枝下町、下室町、城見町、高町、滝見町、田朶町、力石町、千鳥

	町、寺下町、富田町、中金町、中切町、成合町、西広瀬町、野口町、花本町、東広瀬町、東保見町、平戸橋町、広幡町、藤沢町、芳友町、保見ヶ丘、保見町、本徳町、舞木町、松嶺町、御船町及び八草町
下山地域自治区	豊田市阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、下山田代町、田折町、高野町、立岩町、田平沢町、栃立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、平瀬町及び和合町
高岡地域自治区	豊田市曙町、生駒町、大島町、大林町1丁目の一部、上丘町の一部、寿町、駒新町、駒場町、清水町、住吉町、聖心町、高丘新町、高岡町、高岡本町、高美町、宝町、竹町、竹元町、土橋町、堤町、堤本町、中田町、中根町、中町、西岡町、西田町、花園町、広田町、本田町、本町、前林町、緑ヶ丘、吉原町、竜神町、若林西町及び若林東町
高橋地域自治区	豊田市池田町、泉町、市木町、五ヶ丘、岩滝町、上野町、大見町、神池町、川田町、京ヶ峰、古瀬間町、志賀町、渋谷町、千石町、高上、高橋町、寺部町、手呂町、百々町、野見町、野見山町、東山町、平井町、広川町、扶桑町、双美町、宝来町、美里、水間町、御立町、美和町、森町、社町、矢並町及び山中町
藤岡地域自治区	豊田市石畳町、石飛町、大岩町、折平町、上川口町、上渡合町、木瀬町、北一色町、三箇町、下川口町、白川町、田茂平町、西市野々町、西中山町、迫町、深見町、藤岡飯野町、北曾木町及び御作町
松平地域自治区	豊田市岩倉町、鶯ヶ瀬町、大内町、王滝町、桂野町、加茂川町、九久平町、幸海町、坂上町、幸穂台、石楠町、滝脇町、巴町、豊松町、中垣内町、長沢町、鍋田町、林添町、穂積町、松平志賀町及び松平町

別表第2(第3条関係)

事務所の位置、名称及び所管区域

区分	事務所の位置	事務所の名称	所管区域
旭地域自治区	豊田市小渡町船戸15番地1	旭支所	旭地域自治区の区域
足助地域自治区	豊田市足助町宮ノ後26番地2	足助支所	足助地域自治区の区域
稲武地域自治区	豊田市稲武町竹ノ下1番地1	稲武支所	稲武地域自治区の区域
小原地域自治区	豊田市小原町上平441番地	小原支所	小原地域自治区の区域

	1		
上郷地域自治区	豊田市上郷町5丁目1番地1	上郷支所	上郷地域自治区の区域
挙母地域自治区	豊田市西町3丁目60番地	挙母事務所	挙母地域自治区の区域
猿投地域自治区	豊田市四郷町東畑70番地1	猿投支所	猿投地域自治区の区域
下山地域自治区	豊田市大沼町越田和37番地1	下山支所	下山地域自治区の区域
高岡地域自治区	豊田市高岡町長根51番地	高岡支所	高岡地域自治区の区域
高橋地域自治区	豊田市東山町2丁目1番地1	高橋支所	高橋地域自治区の区域
藤岡地域自治区	豊田市藤岡飯野町田中245番地	藤岡支所	藤岡地域自治区の区域
松平地域自治区	豊田市九久平町寺前16番地	松平支所	松平地域自治区の区域

別表第3(第4条関係)

地域協議会の組織及び構成員の定数

区分	地域協議会の組織		構成員の定数(人)	
旭地域自治区	旭地域会議		20以内	
足助地域自治区	足助地域会議		20以内	
稲武地域自治区	稲武地域会議		20以内	
小原地域自治区	小原地域会議		20以内	
上郷地域自治区	上郷代表者会議	上郷地域会議	20以内	20以内
		末野原地域会議		20以内
挙母地域自治区	挙母代表者会議	逢妻地域会議	20以内	20以内
		朝日丘地域会議		20以内
		梅坪台地域会議		20以内
		崇化館地域会議		20以内
		豊南地域会議		20以内
猿投地域自治区	猿投代表者会議	井郷地域会議	20以内	20以内
		石野地域会議		20以内
		猿投地域会議		20以内
		猿投台地域会議		20以内
		保見地域会議		20以内
下山地域自治区	下山地域会議		20以内	
高岡地域自治区	高岡代表者会議	前林地域会議	20以内	20以内
		竜神地域会議		20以内
		若園地域会議		20以内
		若林地域会議		20以内
高橋地域自治区	高橋代表者会議	高橋地域会議	20以内	20以内

		益富地域会議		20以内
		美里地域会議		20以内
藤岡地域自治区	藤岡代表者会議	藤岡地域会議	20以内	20以内
		藤岡南地域会議		20以内
松平地域自治区	松平地域会議		20以内	

[資料 5]

地方自治法における地域自治区に関する規定—抜粋—（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、最終改正：平成 26 年 11 月 27 日）

第 4 節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第 202 条の 4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事

4 第 4 条第 2 項の規定は第 2 項の務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第 175 条第 2 項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第 202 条の 5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第 203 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第 202 条の 6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第 202 条の 7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他

の市町村の機関に意見を述べることができる。

1 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

2 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

3 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項で当たって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

IV 日田市

山本博一（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）

IV-1 はじめに

大分県日田市は平成 17 年（2005 年）3 月に前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町の 5 つの町村が日田市に編入し、人口 77,369 人、面積 666.19km² の新日田市が誕生した。日田市の合併は、古くからの商工業都市であった人口 6 万人あまりの日田市に、筑後川の上流にあたる人口 1 万人以下で農村型の大山町と天瀬町、さらに人口 1,500 人前後の山村型の前津江村、中津江村、上津江村が合併し新しい自治体が形成された事例である。日田市は筑後川の上流部でスギを中心とした木材の生産、加工、流通が特徴となる地域である。森林面積は 5.5 万 ha で林野率は 83% と高く、中でも民有林の人工林率が 76% と際だって高い。そして民有人工林の 75% がスギである。年齢構成は 9～12 年齢に 50% が集中し、1990 年代の水害に伴い 4 年齢が 10% と、特に高くなっている。日田は明治期より筑後川を活かした木材の集散地の機能を高めている。現在も原木市場の強い集荷力ときめ細かい仕分け、分配機能により、製材工場は専門性を高めており、端材を原料とする下駄や蒲鉾板の生産工場が存在するなど、地域全体でコストの低減と製品の多様化を図っている。

合併 3 年後の平成 20 年（2008 年）に日田市における市町村合併が地域の森林・林業行政にもたらす影響について検討を行い、こうした状況のもとで多くの軋轢が生じ、森林・林業行政に問題が生じていることが予想されたが、前回の調査の範囲では深刻な問題点は見いだされなかった。前回の報告書では、その要因の一つは森林組合の活動にあるとされた。日田では郡部の森林組合が既に 30 年前に合併を果たしており、森林所有者と行政との間を取り持ち、各種の申請事務を代行してきたため、森林所有者の立場からは合併の影響が見られなかったものと考えられた。さらに、トライウッドなどの第三セクターの林業事業体も森林組合の機能を補完して森林所有者の利便性を支えていた。

二つめの要因としては、市町村に権限を委ねられた森林計画制度に関わる業務が実態として形骸化しており、市町村が十分にその機能を果たしていなくても問題が顕在化しない状況にあるということが指摘された。また、こうした業務についても森林組合等による下支えがあるために森林所有者にとっての不具合が生じていないものと考えられた。しかし、市町村合併が何も問題を引き起こしていないかという点、必ずしもそうではなく、山村における過疎の問題に自治体は正面から取り組まなければならない、そのための旧役場の情報収集機能は確実に低下しており、これを補うためには、市役所の本庁機能の効率化と職員の能力向上を図り、行政としての総合力を高める必要があるとされた。さらに、再造林放棄地の対策も今後、自治体の責務として顕在化する可能性があり、こうした事態に対応できる体制が整っていないと指摘された。今後は、大きく発想を転

換して住民から行政を動かす仕組みを構築する必要があるとされ、トップダウン型の行政手法で、国や県で用意されたメニューを地方自治体の職員が配信して地域が受け止めていたものを、逆に地域の住民が行政に対してボトムアップ的にニーズを発信して、これを地方自治体の職員が的確に情報を処理し、県や国への要望にまとめていくという方向に変えてゆく必要があると指摘された。そのためには、自治体職員の行政マンとしての政策提案能力の向上が必要であり、住民も待ちの姿勢のままでは行政は動いてくれないと考え、主張する能力を向上させるべきであるとした。こうした転換を図るための手段として、国や県職員と地方自治体との人事交流をより活発にして互いの資質向上を積極的に図り、人事評価の指標にも取り入れる必要があると提言されている。

今回の調査は、その後の追跡調査として、日田市における森林行政の現状と問題点、問題解決のための考え方を明らかにすることを目的とする。

IV-2 大分県における市町村合併の状況と森林・林業の状況

大分県は市町村合併によって、平成16年（2004年）4月に58あった市町村（11市36町11村）が、平成18年（2006年）3月31日には18市町村（14市3町1村）となり、この間の市町村数の減少率は69%で、市町村数では全国で4番目に少ない県となった。総人口約118万人（H26.3.1現在）のうち40%が県庁所在地の大分市に集中しており、これに対して周辺地域では過疎地域、財政基盤の脆弱な自治体が多く、増大する行政需要に対応するために県が組織をあげて市町村合併を推進したという背景もある。県の人口は、昭和30年（1955年）の127.7万人をピークに減少を続け、昭和45年（1970年）には115.5万人にまで落ち込み、その後は増勢に転じ、昭和60年（1985年）には125万人まで回復した。しかし、その後は過疎化の進行等により、市町村合併後も人口の減少傾向が続いている。

大分県の森林・林業の全国シェアは、森林面積で1.8%、林業産出額で4.5%となっており、特に民有林のスギ人工林の蓄積4.4%とスギの素材生産量7.0%は、全国有数の規模である。平成24年（2012年）の林業産出額は175億円で、うち木材生産の産出額は94億円である。この数値は市町村合併前の平成17年（2005年）からほぼ横ばいである。素材生産量は平成7年（1995年）の91万 m^3 から平成17年（2005年）の65万 m^3 まで減少傾向が続いたが、その後は増加に転じ、平成25年（2013年）の素材生産量は93万 m^3 まで回復した。樹種別ではスギ76.5万 m^3 、ヒノキ15万 m^3 となっている。県は平成25年（2013年）に「次世代の大分森林づくりビジョン」を策定し、持続的経営が可能な林業生産基盤整備と森林の持つ公益的機能の発揮を政策の柱としている。特に、平成24年（2012年）の九州北部豪雨災害を踏まえて、災害に強い森林づくりの推進に力点を置き、人工林の広葉樹林化や低コスト再生林を推進している。また、木材の利用拡大に向けて、公共建築物の木造化や内装木質化、木製型枠など土木資材としての利用推進を図り、木質バイオマスを燃料とした発電所の建設に伴い、これまで活用されていなかった林地残材

や低質材の利用が見込まれている。

平成 18 年（2006 年）から森林環境税を導入し、県民一人 500 円の単価で年間 3.5 億円程度の予算額となっている。重点事業としては、災害に強く生物多様性に配慮した森林の整備や低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用、県民参加の輪を広げ次世代へつなぐ取組、など従来の公共予算では助成できなかった分野を助成している。平成 26 年（2014 年）には再造林促進事業、森林シカ被害防止事業、流木被害森林緊急整備事業（河川沿い森林の広葉樹化）、森林づくりボランティア活動促進事業などの予算が執行されている。

IV-3 日田市の状況

日田市の人口は合併時の 75,970 人から、平成 25 年（2013 年）度末には 69,702 人まで年率 1%の割合で 8.3%減少しているが、地域による差が大きい。すなわち、旧前津江村、中津江村では 25%以上の減となっているのに対して、旧日田市では 5%の減に留まっている。このように市街地よりも中山間地における人口減少が著しい。昭和 35 年（1960 年）と平成 22 年（2010 年）の国勢調査を比較すると、日田市全体では 28%減であるのに対して、中津江村の 81%減を筆頭に、上津江 74%、前津江 63%の人口減少が生じている。平成 22 年（2010 年）の高齢化率は 28.2%で、平成 17 年（2005 年）から 2.2%上昇し、平成 27 年（2015 年）には 32.7%、平成 37 年（2025 年）には 38.2%と予想されており、高齢化は着実に進行している。このような人口減少と高齢化は労働力や社会保障制度への影響が大きいため、社会構造の再構築が必要とされている。また、平成 24 年（2012 年）7 月の九州北部豪雨では、市内全域で土砂崩れや道路の寸断が発生し、市民生活や地域の経済活動に大きな影響を与えた。

日田市の財政力指数（3 か年平均）は合併直後の平成 19 年（2007 年）に一時 0.45 まで上昇したが、平成 24 年（2012 年）には 0.39 にまで低下し、合併直後の水準に逆戻りしている。これは地方税収が 80 億円から 76 億円に落ちこんだことが大きな要因であるが、合併による財政改善効果は現れていない。これに対して、地方交付税額は 121 億円から 145 億円にまで増加しており、結果として財政規模では歳入額は 393 億円から 413 億円に増加している。歳出額もほぼこれと同様に増加している。なかでも扶助費の増額が著しい。一方、地方債の残高は 443 億円から 414 億円に減少しているものの、ほぼ一年分の歳入額に相当する残高が未だ残っている。今後は市町村合併による地方交付税の優遇措置が段階的に削減され、平成 32 年度（2020 年）には 32.7 億円の減額が見込まれている。一方、社会保障などの義務的経費は増加が見込まれ、財政の硬直化が進むことによって、政策的事業に活用できる財源の確保が困難になるものと見込まれている。その対策として、効率的な行政運営と市民満足度を重視した行政サービス、職員力の向上を掲げ、事業見直し、公共施設の効率的運営、市民との協働、人材育成などの行政改革を進めて、平成 29 年度（2017 年）までに 20 億円の改善をめざすと

している。

日田市の職員数は、合併直後の728人から7年後の平成24年(2012年)には586人へと20.5%減少しているが、林務担当職員数は12名から16名に増加している。これは振興局(旧町村役場)の職員を本庁に集めたことと、嘱託職員・臨時職員が増えたことによるもので、定員内の人数は1名の増である。平成26年(2014年)には自治基本条例を施行し、市民に対してまちづくりの主体となって、「参画」と「協働」という意識の元で、権利と責務をもって行動することを呼びかけており、「自分たちの地域のこと自分たちで決める」という自治の原則に立ち返ることを訴えている。このことは市長がインタビューの中でも特に強調していた点である。財政面から、今後も職員数の削減は避けることができないので、専門職を採用したり、現有職員を専門職化したりすることは厳しい状況である。県や林野庁から専門職員に出向してもらい、職員に影響力を発揮してもらうことと、専門的知識は地域に設けるアカデミーのような組織から得る方向で、市長は考えている。これまで行政が行っていた業務を積極的に民間へ移すことによって、職員数の減少に対応したいとしている。

日田市はこれからの「まちづくり」について、平成19年(2007年)に策定された「第5次日田市総合計画」の「後期基本計画」を平成25年(2013年)に策定して市民に示している。そこでは、市の特色を「豊かな自然」と「歴史・文化」と捕らえ、これまでに整備した光ファイバーなどの情報基盤を活かして、人口減少や少子高齢化の問題に取り組み、林業・林産業を柱とする地域経済の特色を活かしながら、福岡・熊本を含めた広域ブロックで活性化を図りたいとしている。しかし、これまでのところ情報インフラは十分に活かし切れていない状況である。また、災害対策についても重点を置いており、森林の整備に当たっては針葉樹中心から多様性に富んだ災害に強い森づくりを掲げている。市長はさらにインフラの整備を進めて産業の活性化や市民生活の改善を図りたいとしている。

人口										
旧市町村名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日田市	61,654	61,262	60,909	60,309	59,902	59,722	59,539	59,170	58,963	58,397
前津江村	1,536	1,466	1,418	1,379	1,338	1,288	1,230	1,210	1,156	1,123
中津江村	1,312	1,250	1,195	1,160	1,140	1,104	1,058	1,010	950	925
上津江村	1,212	1,148	1,089	1,056	1,026	1,007	977	974	947	928
大山町	3,790	3,688	3,614	3,540	3,451	3,386	3,244	3,160	3,074	2,987
天瀬町	6,466	6,312	6,196	6,088	5,957	5,809	5,660	5,544	6,455	5,342
計	75,970	75,126	74,421	73,532	72,814	72,316	71,708	71,068	71,545	69,702
世帯数										
旧市町村名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日田市	21,724	21,817	21,965	22,000	22,060	22,171	22,390	22,514	22,755	22,802
前津江村	433	434	431	432	425	418	418	419	410	402
中津江村	495	480	462	454	448	441	427	421	404	402
上津江村	434	420	413	405	406	407	403	403	399	400
大山町	1,007	1,021	1,022	1,022	1,019	1,011	1,000	989	972	967
天瀬町	2,103	2,087	2,081	2,087	2,066	2,046	2,035	2,032	2,031	2,030
計	26,196	26,259	26,374	26,400	26,424	26,494	26,673	26,778	26,971	27,003

日田市資料による

表-2 日田市の財政状況		単位:百万円								
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
歳入	地方税	8,051	7,856	8,341	8,275	7,906	7,820	7,806	7,605	7,682
	地方交付税	12,135	12,066	12,290	12,947	13,424	13,823	13,813	14,513	13,967
	その他	19,066	15,410	15,202	14,219	20,668	19,101	17,932	19,157	21,740
	計	39,252	35,332	35,833	35,441	41,998	40,744	39,551	41,275	43,389
歳出	人件費	6,186	6,211	6,622	6,237	6,343	6,050	6,054	6,197	5,497
	扶助費	4,451	4,612	4,927	5,332	5,556	6,404	6,831	6,898	6,917
	公債費	5,187	5,406	5,875	6,183	5,991	5,152	5,251	5,274	5,973
	その他	22,099	18,089	17,341	16,391	22,415	21,456	19,742	21,982	23,810
	計	37,923	34,318	34,765	34,143	40,305	39,062	37,878	40,351	42,197
地方債残高		44,365	44,235	44,556	41,992	40,926	41,356	41,044	40,978	41,420
財政力指数(3か年平均)		0.419	0.441	0.448	0.439	0.423	0.406	0.395	0.390	0.394
		日田市資料による								

IV-4 日田市の森林・林業の状況

日田市では平成21年(2009年)以降、再造林面積が年間100haを超えており、間伐面積も平成18年(2006年)以降1,000haを超え、平成21年(2009年)には年間2,500haが実行されている。林内路網は総延長2,000km近くあり、公道を含めた林内路網密度では37.1m/haとなっているなど、近年林業活動の回復が見られている。こうした、林業活動の活性化の背景に森林経営計画の認定状況が極めて高いことがあげられる。平成24年(2012年)には民有林52,804haの民有林の90%にあたる45,758haの集約化が果たされている。これは地籍調査が完了していることと、後述する森林組合や第三セクターによる森林所有者からの経営受託が浸透しているためと考えられる。

素材生産量は年間20万m³前後で推移しており、道路網など基盤整備の成果が着実に活かされている。また、市内7市場の原木市場の取扱数量は38万~45万m³で推移しており、着実に市場を確保しているといえる。製材工場の素材消費量は年間約50万m³で、その55%は市内の原木市場から調達されており、正角・小割類を中心とする製品の出荷量も確実に30万m³を超えており、これも安定して生産活動が行われているといえる。このように、流通加工の面においても日田地域は回復基調にあると評価することができる。こうした中で、間伐から皆伐へのシフトが進行しており、伐採に関しては機械化の浸透により需要に対応しているものの、再造林に当たって人手と苗木の確保に課題が見られている。

日田市は前述の総合計画の林業振興分野の個別計画として「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン(略称:日田もりビジョン・平成27年(2015年)~36年(2024年)」を策定した。各種団体の代表や有識者、行政機関からなる委員会が設けられ議論が重ねられた成果を纏めたものである。この振興ビジョンでは、日田の森林・林業の特徴として、スギ人工林資源、原木市場、専門化された木材加工業をあげ、課題として、9~12齢級に偏った齢級構成、広葉樹二次林や竹林の管理放棄に伴う公益的機能の低下、シカやイノシシによる獣害と記録的豪雨による自然災害、森林経営の集約化、林業就業者の確保、製材品の販売力強化などをあげている。そして、今後の対策として

は、川上から川下までの一体的な森林・林業・木材産業のクラスター化を提案している。具体的には、建築業、木質バイオマス利用事業、研究機関やNPOなどを含めた業種横断的な人的ネットワークの構築による域内の資源と情報の循環を呼びかけている。さらに、「木育」を通じた森林環境、産業観光プログラムの開発、人材育成の拠点としての木材利活用アカデミー設立を目指すとしている。日田市ではこれらの対策を実行するための施策を立案し、予算を確保し事業として実行しようとしている。このような自治体としての企画力は合併後の10年間で向上しているものと評価することができる。その一方で、市民と直接触れ合う機会は減少しており、職員の情報収集能力と市民からの発信能力の向上を高める努力が必要である。

表一3 森林・林業関連事業量の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
素材生産量(千m ³)	208	197	205	261	243	195	218	223	237
原木市場取扱量(千m ³)	380	397	429	400	403	420	409	428	451
間伐面積(ha)	988	1,303	1,621	2,102	2,503	2,210	1,683	1,446	
再造林面積(ha)	81	39	73	96	111	100	139	138	112
林業総生産(百万円)	1,938	2,214	2,862	2,368	1,808	1,786	1,882		
									日田市資料による

IV-5 森林・林業予算の推移

日田市の林業予算は平成17年度(2005年度)の4.8億円から増加し、平成21年度(2009年度)は7.8億円となったが、その後は減少しており、平成25年度(2013年度)は5.8億円である。この間、選挙により市長は二度交代しており、その都度予算の重点は変化しているものの、国の予算と連動する森林整備地域活動支援交付金は維持されている。このほか、地域材の需要拡大のための住宅への助成、地域の林道補修のための原材料支給、そして市有林保育のための予算は維持されている。そのほかの予算費目は社会の要請に対応して組換えがなされている。近年は、県による環境税を活用した森林整備事業が展開されており、市民やNPO団体が実施する事業に助成がなされている。また、市独自の予算による森林整備補助金への上乗せやシカ・イノシシなどの有害鳥獣対策、林業の担い手育成・確保対策などに新たな予算が組まれている。

表－４ 林業関連予算の推移

単位：百万円

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
林業費計	477	532	466	601	783	757	600	605	583
林業総務費	102	94	98	119	115	113	117	109	98
林業振興費	362	437	367	482	668	644	483	496	486
森林整備地域 活動支援交付金	159	159	99	98	119	131	79	85	75
日田材需要拡大	4	3	4	8	55	82	75	88	76
市有林保育	15	20	16	19	14	9	10	14	15
担い手育成確保						23	23	16	20
有害鳥獣対策							19	78	70
森林整備（上乘）							104	130	135
災害復旧費	56	15	19	63	26	4	7	141	260
総計	533	547	484	608	809	761	607	746	843

日田市資料による

IV－6 森林組合の活動

各市町村にあった森林組合は昭和53年（1978年）に日田郡内の5組合が合併し、現在は日田市森林組合と日田郡森林組合の二つに統合されている。それぞれの組合員数は4,489名と4,379名で、民有林面積の90%以上をカバーし、地域の木材生産・流通の中枢を占めている。森林組合は林産事業の活動範囲に制約があるため、流域単位で他の森林組合と連携することにより、流通量のシェアを拡大し、価格交渉力を高めることを目指している。手数料率を優遇することにより、地域の木材をまとめる工夫を始めている。組合員の大半は日田市に在住しており、二つの森林組合に跨がって森林を所有し、森林組合の合併を希望する組合員も多く、平成の市町村合併よりかなり以前から両組合の合併について検討がなされているが、累積債務の問題があり合併は容易ではない。日田市森林組合は年間7万m³、日田郡森林組合は年間6万m³の流通を担っており、近年はアジアに輸出される木材もある。合板用資材の需要が多く、建築用材は価格が弱い。木質バイオマス発電事業により木材価格が下支えされ、事業費の削減にもよい影響を与えている。今後、同様な施設が増えることによる木材の取り合いが懸念される。管内の森林所有者の88%と長期委託契約を結び、森林経営計画を立てているので、森林資源データを把握している。これには長年培ってきた組合員との信頼関係が基本にあり、伐採・植

付・道路に関することは森林組合に任せている森林所有者が多い。近年、皆伐が増えてきているため、造林・保育の人手不足が深刻であり、苗木の確保に当たって課題がある。生産の現場では機械化が進んでおり、若手の人材確保も行われてきているが、育林の現場は事業量の増加に対応し切れていない状況にある。森林組合幹部によれば、森林組合のあり方について、全国の森林組合が多様化する中で一概には言い切れないが、基本は経営計画を立て、集約化により効率のよい作業を実施し、林産物の流通に乗せるところまでが森林組合の使命であると考えている。また、行政との関わりにおいては、川下側との流通協定の仲立ちに期待しており、日田市が造林補助金に上乘せしていることは高く評価している。今後は地域をまとめてゆく役割に期待したい、としている。そのためには専門職の育成が必要であるが、厳しい財政状況の中では大変なので、地域の林業や木材加工の担い手育成のために林業大学のような組織を立ち上げるべきではないかと考えている。

IV-7 第三セクター・トライウッド

旧上津江村では第三セクターの「トライウッド」が森林組合と競いながら林業活動を行っている。平成2年（1990年）に地域の雇用確保のために旧上津江村が約4億円を出資して設立したトライウッドは従業員71名の雇用を確保しつつ、森林保育・素材生産から、森林管理、土木工事、木材加工事業まで川上から川下に至る総合的な林業会社として黒字経営を続けている。主に上津江・中津江地区の森林を対象に3,100haの管理を受託し、年間1.2万m³の素材を生産しており、その大半は日田市内の原木市場に出荷されている。作業道を15,000m程度開設し、その維持管理にも当たっており、実質的に、上津江・中津江地区における森林組合の補完的役割を果たしてきている。このほか伐出した大径木を長期にわたって天然乾燥し、「津江材」としてブランド化を図り都市の工務店と提携して住宅用桁梁の生産も行っている。10年前の市町村合併の影響について聞いてみると、合併前は出資者の旧上津江村と連携した事業の展開があったが、日田市の第三セクターになってからは積極的な経営への関与はないとのことである。しかし、市からの出資金を減らしたり、独立したりすることについては消極的である。

IV-8 木質バイオマス発電事業

平成25年（2013年）11月より天瀬町において、グリーン発電大分が発電事業を開始したが、検討を開始したのは平成19年（2007年）からで、FIT事業より以前から取組が始まっていた。事業の目的は林地残材の活用であって、すでに流通している用材やチップ材を阻害せず、森林の整備に貢献することであるとしている。発電事業によって15名の新規雇用を創出している。このほか、チップ化工程を含めて25名の4班3交代制で93%の稼働率である。使用する木材は「日田木質資源有効活用協議会」に参画す

る県森連、県木連、素生協、森林組合など 26 社の森林経営計画に基づき生産される未利用材である。トラックごとに重量を計測し、関連する日本フォレストがトン当たり 7,000 円で年間 7 万トン購入し、チップ化、乾燥してグリーン発電大分に原材料 6.2 万トンを提供している。木材の納入に当たっては伐採届など各種証明書の添付を求めている。生産者からは廃棄されていた未利用材の有効活用なり、生産コスト削減にもつながるとして評価されている。蒸気タービン方式にて 5,700kw/hr.の規模で発電し、約 5,000kw を 1kw あたり 32 円で九州電力に売却している。原材料の消費量は 1 日 230 トンで約 1 ヶ月分 8000 トンをストックしている。設備の減価償却期間は 15 年である。この発電施設が低質材をトン 7,000 円で受け入れることは地域の木材価格の安定に貢献していると評価することができる。今後、九州各地で木質バイオマス発電プラントの稼働が計画されており、原料となる木質バイオマスの安定的な確保が課題となる可能性がある。一方、地域の建設廃材や製材端材を利用する日田ウッドパワーは平成 18 年より発電を 12,000kw の規模で行っており、これにより年間 12 万トンの木材チップが消費されている。

IV-9 まとめ

日田市の森林・林業活動は合併後の 10 年間において、川上・川下ともに活発に持続していると評価することができる。その根拠として、素材生産量は合併直後の平成 17 年（2005 年）の 20.8 万 m³から平成 25 年（2013 年）の 23.7 万 m³へと増加の傾向にあること、日田市内の 7 つの原木市場の取扱量は平成 25 年（2013 年）に 45.1 万 m³と、これも合併直後の取扱量を上回っていること、さらに、林業就業者数も、平成 17 年（2005 年）国勢調査によると 480 名（構成比 1.3%）であったものが、平成 22 年（2010 年）には 30 才代と 50 才代が増えたことにより 571 名（1.7%）へと増加していること、再造林面積が平成 21 年（2009 年）以降は年間 100ha 以上を維持していること、間伐面積が年間 2,000ha 前後を維持していること、などをあげることができる。このような活発な森林・林業活動の背景として、林内道路総延長 2,000km、林内路網密度 37.1m/ha、森林経営計画の認定面積が私有林面積の 87%を占めるなど、他の地域に見られない基盤整備が進んでいる点をあげることができる。これには市内の二つの森林組合やトライウッドを始めとする林業事業者、周辺地域を含めた木材産業が大きく貢献しており、大分県の環境税による再造林事業に対する助成や日田市による再造林事業助成の上乗せ、作業道開設に対する支援などと有機的にかみ合ってきたものと評価することができる。

これからの地方自治体に求められるのは、地域の活性化に向けた方向性についての指針を示し、地域住民の理解を得て、うまく誘導することにあると考えるが、現在、日田市が示している「日田もりビジョン」では“森を守り育て、森を活かし、森でつながる”というスローガンは示されているものの、森林・林業についての具体的な目標が示されていないため、地域住民にその将来像が理解されているとは言い難い。これからの行政

として、住民との一体感を高め、理解度を向上するべく内容の改善を図る必要がある。

平成の大合併以降、地方自治体に求められる役割は変わってきている。これまでは、国や県の事業を地域住民に繋ぐ役割が求められていたが、これからは、それぞれの自治体の進むべき方向を自らデザインして、それを実現するという企画力が求められてきており、従来の市民への窓口業務は民間の組織に移管しなければ、行政の業務が成り立たない状況になってきている。日田市の場合は、市内の森林組合や第三セクターにその役割が求められており、それぞれが十分にその役割を果たしているために、行政の役割移行がうまくいっている事例として評価することができる。特に、森林計画制度の変更に際し、森林経営計画の樹立が他の地域と比して格段に高い割合を示し、小規模な森林所有者の経営集約に成功しているのは、上記の組織が十分に機能し、行政に替わって森林所有者の意向を受け止める役割を果たしているためと考えられる。その代わり各自治体はより高い企画力と市民とのコミュニケーション力を高める努力が求められており、日田市はその方向に向かいつつあるものの、まだ十分にはその役割を果たしきれず、曖昧な将来ビジョンを示すにとどまっている。特に、市の中心部から離れた中山間地域ではこれまで地域のまとめ役を果たしてきた旧町村役場職員が市中心部に移り住んでいるため、地域の行事や住民の意向を取り纏めて発信する機能をどのようにして維持すれば良いのか、様々な試行錯誤が繰り返されている状況にある。

現市長の視点には、これまでにない斬新な面がある。例えば、組織内には専門職を育てず、市内にアカデミーを育成しようとするアイデアは独創的であり、職員数を抑制する中で地域の特色である森林・林業の力を引き出そうとする発想は他の地域においても見習うべき視点である。また、森林からのサービスを木材加工・木材流通の分野に留まらせずに、環境教育や観光の資源として活用させようという考え方も積極的に後押しすべき考え方である。日田は森林を起点とした地方創成のモデルケースを示すことのできる条件を備えている。豊かな森林資源と木材流通・加工の施設があり、新たにバイオマス発電施設も稼働している。福岡、大分の都市市民を対象とする木育など森林・林業の6次産業化への情報発信のポテンシャルは備わっている。あとは森林林業アカデミア構想など人材の育成に関する提案が必要となる。

新しい日田の 森林・林業・木材産業振興ビジョン



大分県日田市

第三章 日田市が目指す森林・林業・木材産業

1 目指すべき方向

本ビジョンでは、森林等の山づくり・林業に関わる部分を「森林（もり）を守り・育てる」、木材産業に関わる部分を「森林（もり）を活かす」、木育をはじめとした市民協働、地域活性化、担い手の育成についてを「森林（もり）でつながる」という3つのテーマに区分けを行い、それぞれについて基本方向、基本施策を整理し、体系化しました。



守・育

(1) 森林を守り・育てる

森林は、本市の基幹産業である林業・木材産業への資源供給という大切な役割の他にも、水源涵養（かんよう）機能や生物多様性の保全、防災機能など様々な役割を有しています。これら森林の有する多面的機能の恩恵を、市民はもとより筑後川流域の住民、林業・木材産業界が将来にわたって享受できるように、森林の適正な整備・保全を目指します。



活

(2) 森林を活かす

本市の森林資源は、育成期を経て利用段階に入っています。今後、成熟した森林資源を活用した林業・木材産業のさらなる振興に向け、素材（丸太）の生産から製材、流通、住宅・家具産業界が一体となった生産・販売の拡大を目指します。



つながる

(3) 森林でつながる

市民や地域の産業にとって重要となる、森林・林業・木材産業への理解・関心を深め、地域内外の人達に積極的に「木」に関わってもらえるような体制づくりを進めます。また、森林・林業・木材産業を担う人材の育成を目指します。



2 森林・林業・木材産業の再クラスター化

本ビジョンでは、前述の3つのテーマを結びつける理念として、「森林・林業・木材産業の再クラスター化」を提案します。

本市では、林業、原木市場、木材産業、家具・木工等、各分野・業種が様々な形で連携し、産業集積が進んできましたが、産業構造や経済・社会情勢の変化、生活の多様化等により、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。

このような変化に対応し、産業の軸の強化と裾野拡大を図りながら、地域内で生み出される製品・サービスの付加価値をできるだけ高めるためには、地域にある森林、林業、木材産業、研究機関、NPO等の団体が、業種横断的な人的ネットワークを形成しながら、それぞれが強固に連携することが非常に重要です。

そこで、本ビジョンでは、これまでの集積をベースにしながら、さらに地域内外でのネットワークを強化することを、産業の「再クラスター化」と位置づけ、地域資源や技術、人材の様々な組み合わせやネットワーク化により新たな価値を生み出すことで、森林・林業・木材産業の振興を目指します。

(1) 資源・情報の域内循環、製品の高付加価値化

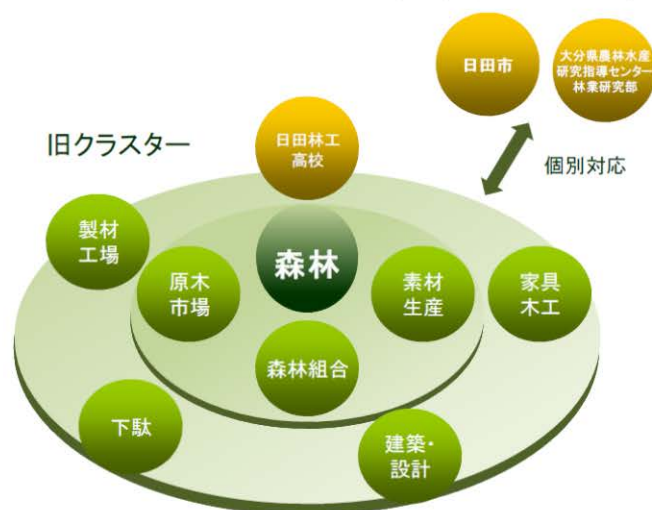
本市の森林資源の多くは、育成期を経て利用段階に入っています。今後、この成熟した森林資源の活用に向け、素材（丸太）の生産から製材、流通、住宅・家具産業等が一体となった生産・販売の拡大が必要となります。そこで、域内で業種横断的な情報共有・資源循環の仕組みを作り、域内の需要に応じた素材（丸太）や製材品などの原材料の確保、マーケットのニーズに応じた製品・商品の開発・生産により、域内で製品の付加価値を高めていくことを目指します。

(2) 業種横断的な連携強化

本市は、江戸時代頃から今日まで一貫したスギ造林に支えられ、豊富な資源を蓄積してきました。また、各製材技術に支えられた製品の多様性と量の両面を品揃えできる体制が木材産業を支え、昭和40年頃までに「林業地日田」が形成されました。このように、本市の林業・木材産業の集積は歴史が古く、同業界・業種内においては協同組合や組合、振興会などが組織され情報共有などが図られてきました。しかし、新たなビジネスの創出や地域の産業課題を解決するような業種横断的なネットワークは未形成の状態にあります。



今後、市民や消費者の生活・価値観が多様化する中で、経済・社会情勢の変化に対応しながら本市の林業・木材産業を発展させていくには、旧来の林業・木材産業における横断的なネットワークづくりに加え、観光やまちづくり、デザイナー・アートなど、新たな視点を取り込める分野との連携が極めて重要になります。そのため、多岐にわたる業界・業種との連携強化とネットワークづくりのキーパーソンとなる人材の育成を目指します。



業界で分かれた協議会や組合は多数あるが、業種横断的なつながりが少ない

(3) 再クラスター化への動き

日田地域では、原木市場の強い集荷力ときめ細かい仕分け・分配機能により、製材工場は専門性を高めてきました。地域内の製材工場を1つの大型工場と見なすことができる本市の地域特性は、この原木市場と製材工場の関係性によって作られたといえます。

平成18(2006)年以降は、原木協定取引や製材工場の規模拡大、木材乾燥施設の整備が加速化していきました。また、国産材を利用する合板会社への木材の供給や、海外出荷など、新たな需要が図られるようになりました。

また、かつては端材を原料とする下駄や蒲鉾板の生産工場が地域内に存在し、本市全体で製材コストの低減と大規模な供給量の確保が可能となっていました。現在では、人工乾燥で木屑焚きボイラーを利用する製材工場が増加したことに加え、未利用材を活用した木質バイオマス発電所が稼働するなど、市内で効率的な資源活用が新たに図られています。

さらに、近年、「知る」「学ぶ」「体験する」という知的欲求を満足させることのできる観光形態が注目を集めています。そのため、森林・林業・木材産業に関わる多くの施設、技術が集積する本市では、それらを活かした「産業観光」という新ビジネスの確立が期待されます。

このような新たな芽を育てながら旧来の産業とつなげることで、域内における製品・サービスのさらなる高付加価値化や交流人口の拡大を目指します。



「日田の森林・林業・木材産業の再クラスター化」のイメージ





つながる

(3) 森林でつながる

森林・林業・木材産業を地域の基幹産業として維持・発展させていくためには、地域住民に幅広く「木」を知ってもらおうと同時に、「木」の専門的な知識や技術を持ち、産業に関わる人材の育成が求められます。そのため、森林・林業・木材産業への理解・関心を深め、地域内外の人達に積極的に「木」に関わってもらえるよう、森林環境教育や市民活動の支援、「木」を軸とした産業観光などを推進します。

また、森林・林業・木材産業を担う人材の育成においては、新規参入者の促進、若年層の人材確保や定着、地域の関連産業を牽引する若手リーダーの育成、さらに、スギ・ヒノキの特性を活かした住宅や大型木造建造物等の設計・建設に携わることのできる人材の育成を推進します。

①市民の森林・林業・木材産業への関心・理解、保全活動推進

本市は森林・林業・木材産業のまちとして、地域一体となった産業振興が求められます。

人材育成の基本は、その分野に対して「興味・関心」を持ってもらうことです。そのため、幼少期から森や木に親しむ場をつくり、市民一人ひとりの森林・林業・木材産業に対する意識を高めていきます。また、幅の広い森林保全活動のプログラムを提供し、多くの市民が活動に参加できる環境をつくります。

● 森林環境教育による市民意識の醸成

本市では、森林・林業・木材産業に関連した様々な主体によるセミナーやワークショップ、イベント等が開催されています。今後は、それらの関連団体等と連携し、森林の多面的機能や森林づくりなどを総合的に学べる森林環境教育や木の良さを学ぶなどの木育プログラムの体系化を目指します。

また、幼稚園や保育園などに、日田材等で製作したぬくもりある玩具の配布や設置を通し、気軽に木に触れ合える機会の創出に努めます。また、本市で生まれた新生児に日田材玩具の贈呈などを検討します。

- ・ 関係団体と連携した木育プログラムの体系化
- ・ 木と触れ合う機会の創出

重点施策
(3)-1

森林環境教育の体制づくり

地域の保育園・幼稚園、小・中・高校と連携を図り、木に触れる機会を増やすなど年齢や体力に応じた効果的な木育を実施します。これにより、市民一人ひとりの林業・木材産業や多面的機能を発揮する森林への意識を高めていきます。また、地域の団体等と連携を図り、地域で開催される森林・林業・木材産業に関するイベントと市の木育プログラムと関連づけ、一貫した学びの体制をつくっていきます。

さらに、日田材で製作したぬくもりある玩具の公的施設への設置や、本市で生まれた赤ちゃんに地元の木工職人が作った玩具をプレゼントすることなどを通して、幼少期から木に親しんでもらうことで子供達の将来的な木材製品の選択指向を高めていきます。これらの取り組みにより、子供だけでなく保護者に対しても木材の魅力を改めて見直してもらう機会を創出します。

具体的な取組例

- 本市で誕生した赤ちゃんに、日田材を使って地元の木工職人が製作した玩具の贈呈
- 筑後川流域圏等で玩具提供などの取組を働きかけ、その際の玩具等を日田産で供給
- 木の玩具で遊ぶことの大切さや、遊び方等を学べる講演会の開催
- 保育園・幼稚園などに『森の広場』として、木製のボールプールやジャングルジム、木製ハウス、木製キッチン、積み木等の設置



森のきのこ食育教室



日田杉の積み木で遊ぶ様子

重点施策
(3)-2

森林・林業・木材産業資源が一体となった地域の活性化

本市の森林・林業・木材産業の地域資源を一体的に活用した「産業観光プログラム」を開発し、交流人口の増加を図ります。また、森林づくりから林業、木材産業、住宅・家具までの一連の流れをひとつの地域で見学・体験できるツーリズムを開催することで、新築や住宅リフォームを検討している都市圏住民への情報発信、情報収集を行い、需要拡大につなげます。

また、本市の歴史・文化・自然・温泉などの観光資源とこれらの産業観光を組み合わせ、他地域にはない魅力的な観光メニューを提供することで交流人口の拡大を図ります。

さらに、温泉街や中心市街地の施設において箸・箸置き・下駄・食器等共通の日田材製品の利用の促進や日田駅周辺等中心市街地の木造化・木質化を進め、地域としての一体感を醸成します。

「森林・林業・木材産業 観光」の例



重点施策
(3)-3

森林・林業・木材産業版「林業咸宜園」の形成による担い手育成

森林・林業・木材産業の総合的な人材育成を実施するため、国や県の教育・研究機関、各大学と連携し、本市における西日本・九州等広域を対象とした人材育成の拠点づくりを進めます。また、基本理念で掲げた「産業のクラスター化」を実現するための人的ネットワークの形成なども含め、総合的な人材育成のことを「林業咸宜園」と定義し、育成目的やレベルに応じたプログラムやプロジェクトなどの設定を目指します。

具体的には、木材利活用アカデミー（仮称）の設立など通して、林業・木材産業の即戦力となる人材の育成や、住宅や大型建築物等での木材利用を促進するための設計・建築の技術者、さらには、家具等木工製品のデザイン力を持った人材の育成を図ります。また、地域の若手リーダーの育成や、異業種横断的な森林・林業・木材産業の課題解決や新たなプロジェクト創出などを目的とした「日田スギ『デザイン』会議」の設置などを行います。

人材育成・人材活用のイメージ



史跡咸宜園跡（秋風庵）

【咸宜園とは】

「咸宜園」は、江戸時代後期に儒学者・廣瀬淡窓が豊後・日田に開いた日本最大規模の私塾（学校）です。「咸く宜し」（ことごとくよろし）とは、すべてのことがよろしいという意味で、淡窓は、門下生一人ひとりの意思や個性を尊重する教育理念を塾名に込めています。



具体的な取組例

● 木材利活用アカデミー（仮称）の設立支援

林業の現場における中核的技術者の確保・育成や、公共建築物等の大型木造建築物等の設計を担える技術者、さらには木材加工技術者を養成するための木材利活用アカデミー（仮称）の設立を支援します。アカデミーの設立により、木造建築への参入意欲ある建築士や、建設会社の教育・研修機関の受け皿をつくり、現場での即戦力となる人材の育成、木材加工・流通・建築等の一連の流れを理解した中核的技術者の養成を目指すとともに、林業・木材産業関係者と木造設計・建築関係者の交流を促進します。

アカデミーについては、西日本・九州等広域を対象とした人材育成の拠点と位置づけ、人材の本市への定着や、福岡都市圏など域外でのネットワーク・連携を担う人材の輩出を目指します。

